

1 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月25日 条例第8号
(最終改正) 平成31年3月22日

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年倉敷市条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 廃棄物 一般廃棄物及び産業廃棄物をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。
- （2） 一般廃棄物 産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいう。
- （3） 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第1条第1号から第3号までに定めるものをいう。
- （4） 産業廃棄物 単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業をも含む広義の事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他施行令第2条第1号から第13号までに定めるものをいう。

（市長の責務）

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、再生利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援し、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図らなければならない。
- 3 市長は、廃棄物の減量の推進に関して、必要と認めるときは、事業者及び市民に対し、指導又は助言を行うことができる。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により、廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、過剰包装等の回避に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発を行わなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所に紙くず、吸い殻、空き缶、空き瓶等を捨てないようにしなければならない。
- 3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 4 土木、建築工事等の施行者は、工事に伴い発生した土砂、がれき、廃材等を早期に適切に処理し、不法投棄の誘発や都市の美観を損なわないようにしなければならない。
- 5 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画は、法第6条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の処理）

第8条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第2項によるものとする。
- 3 特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第3項によるものとする。

（占有者の協力義務）

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物に有毒性、危険性、悪臭その他市の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのある物を混入してはならない。

（多量の一般廃棄物）

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。
 - （1） ごみ又は粗大ごみは、各々別に又はこれを合わせた量が1箇月1日平均100キログラム以上若しくは0.5立方メートル以上のもの又は一時に200キログラム以上若しくは1立方メートル以上のもの
 - （2） し尿又は浄化槽汚泥は、1日平均180リットル以上のもの
- 3 前項第1号のごみ又は粗大ごみは、焼却、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努めなければならない。

（一般廃棄物の処理手数料）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に關し、次に定める一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）を徴収する。ただし、市長が定める処理方式又は市長の指定する場所に搬入したものについては、この限りでない。

（1） 不燃物

ア 一般家庭から排出される不燃物（第3号に規定する粗大ごみを除く。）を市の処理場に搬入する場合は、搬入する自動車の最大積載量（1回の搬入が延べ2台以上の自動車による場合は、その合計量。）が、4、

000キログラムまでを無料として次のとおり徴収する。

(ア) 4,000キログラムを超え6,000キログラムまで 2,158円

(イ) 6,000キログラムを超える場合は、超過した2,000キログラム(2,000キログラム未満は、2,000キログラムとみなす。)につき1,079円を加算する。

イ 事業活動から排出される不燃物を市の処理場に搬入する場合は、その不燃物の重量10キログラムにつき136円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(2) 可燃物

事業活動から排出される可燃物を市の処理場に搬入する場合は、その可燃物の重量10キログラムにつき136円を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(3) 粗大ごみ

ア 一般家庭から排出される粗大ごみ(家具類、自転車、複合製品(可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの)等で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり2,000円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条に規定する特定家庭用機器一般廃棄物(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)を戸別収集の申込みにより収集及び運搬をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり3,600円以内で規則で定める額を徴収する。

イ 一般家庭から排出される粗大ごみを市の処理場に自己搬入して処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり500円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物を市の処理場に自己搬入する場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり1,900円以内で規則で定める額を徴収する。

(4) し尿

1回の収集につき、アからエまでの規定により算出した額を徴収する。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

ア 72リットルまで 748円

イ 72リットルを超える場合は、超過分に対し、18リットル(18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ。)ごとに187円を加算する。

ウ 使用するホースが40メートルを超える場合は、330円を加算する。

エ 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域については、収集量全体に対し、18リットルごとに33円を加算する。

(5) 犬、猫等の死体

1体につき 1,048円

2 前項の規定による処理手数料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

(市が処理することができる産業廃棄物の種類)

第12条 市が処理(収集及び運搬を除く。以下この条において同じ。)することができる産業廃棄物は、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、市長があらかじめ認めたものとする。

(産業廃棄物の処理費用)

第13条 市長は、前条に定める産業廃棄物の処理に要する費用(以下「処理費用」という。)をその産業廃棄物の重量10キログラムにつき136円(消費税及び地方消費税を含む。)を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(処理手数料等の徴収方法)

第14条 処理手数料及び処理費用は、次の方法により徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 処理手数料は、市長が、別に定めるもののほか、その都度納入通知書により徴収する。
- (2) 処理費用は、処理の申出のあった者から、その申出の際に納入通知書により徴収する。

(処理手数料の証紙による徴収等)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、第11条第3号に規定する処理手数料は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。

- 2 証紙の券面金額は、100円、200円、300円、500円及び1,000円とし、その形式は、規則で定める。
- 3 第11条第3号に規定する処理手数料の納付は、市又は粗大ごみ収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)から証紙を購入することにより行うものとする。この場合においては、領収書は発行しない。
- 4 著しく汚染し、又は損傷した証紙は、無効とする。
- 5 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第2項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は次条に規定する売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(売りさばき人の指定)

第14条の3 市長は、売りさばき人を指定できるものとし、売りさばき人を指定したとき、又は売りさばき人の指定を取り消したときは、直ちに告示するものとする。

(処理手数料等の減免)

第15条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、処理手数料又は処理費用を減額し、又は免除することができる。

(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可等の手数料)

第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業(以下「収集運搬業」という。)、法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業(以下「処分業」という。)又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業(以下「清掃業」という。)の許可等を受けようとする者は、次に定める手数料を申請のときに納入しなければならない。

- (1) 収集運搬業、処分業若しくは清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者
1件につき 10,000円
- (2) 収集運搬業、処分業又は清掃業の許可証の再交付を受けようとする者
1件につき 5,000円
- (3) 従事者証の交付を受けようとする者
従事者1人につき 300円
- (4) 従事者証の再交付を受けようとする者
従事者1人につき 200円

(市長の減量義務)

第17条 市長は、資源ごみの収集、一般廃棄物の処理施設での資源の回収等を積極的に行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再生利用の促進を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

- 2 市長は、再生利用等による一般廃棄物の減量を推進するため、再生利用の促進に関する計画を策定するものとする。
- 3 市長は、法第20条の2第1項に規定する登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して、必要な協力を求めることができる。

(市民の減量義務)

第18条 市民は、集団回収等の再生利用の促進のための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品を購入するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用を促進するように努めなければならない。

3 事業者は、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。

4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(技術管理者の資格)

第20条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例による。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 3 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場又は倉敷市真備町不燃物投入場へ自己搬入される一般家庭から排出される不燃物の処理手数料は、第11条第1号アの規定にかかわらず、船穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年船穂町条例第24号。以下「船穂町条例」という。）又は真備町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年真備町条例第13号）（以下「両町条例」という。）の例による。
- 4 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域から排出される粗大ごみの処理方法及び収集に係る処理手数料は、第11条第3号アの規定にかかわらず、両町条例の例による。
- 5 編入日から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場へ自己搬入された粗大ごみの処理手数料は、第11条第3号イの規定にかかわらず、船穂町条例の例による。
- 6 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料の端数処理については、第11条第4号の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、1円未満を切り捨てるものとする。
- 7 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては72リットルまで360円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては72リットルまで537円とする。
- 8 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、第11条第4号イの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに90円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに134円25銭とする。
- 9 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、72リットルまで604円80銭とする。
- 10 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、第11条第4号イの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、18リットルごとに151円20銭とする。
- 11 両町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算については、第11条第4号ウ及びエの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、これを行わないものとする。
- 12 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域内において排出される犬、猫等の収集に係る処理手数料は、第11条第5号の規定にかかわらず、両町条例の例による。

附 則（平成8年3月22日条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。
(平成8年4月規則第26号で、同9年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった処理手数料、処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後に使用等の許可を受けた者について適用し、同日前に使用等の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月30日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料は、なお従前の例による。

附 則 (平成9年9月30日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1号イ若しくは第2号又は第13条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成10年3月31日までの間においては、改正後の条例第11条第1号イ及び第2号並びに第13条中「10キログラム」とあるのは「20キログラム」と、「60円」とあるのは「120円」とする。

附 則 (平成12年3月24日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理した処理手数料及び処理費用について適用し、同日前に処理した処理手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月23日条例第27号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月28日条例第42号)

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月27日条例第138号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第172号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月19日条例第68号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

- 6 この条例（第1条及び第34条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

- 6 この条例（第2条及び第32条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

2 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年7月30日規則第67号
(最終改正) 令和元年12月25日

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年倉敷市規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の分別等）

第2条 条例第9条第1項に規定する「一般廃棄物を適正に分別」とは、固形状一般廃棄物を原則として次に掲げるごみに分別することをいう。ただし、これにより難いときは別の分別方法によることができる。

（1） 燃やせるごみ

厨芥類、プラスチック類、木くず、灰及び再生できない紙くず等で袋に入る程度の燃やせるもの

（2） 資源ごみ

紙類、布類、金属類、びん類、ガラス類等で資源として再生利用が可能なもの

（3） 埋立ごみ

陶磁器類等でおおむね18リットル缶より小さく燃やせないもの

（4） 粗大ごみ

家具類、自転車、複合製品（可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの）等で、別表第1に規定するもの

（5） 使用済乾電池

2 一般家庭から排出される一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「家庭ごみ」という。）を市の収集にゆだねる場合においては、次の各号に掲げる家庭ごみについて、当該各号に定めるところによる。

（1） 粗大ごみ 事前に戸別収集の申込みを行い、申込み時に取り決めた場所及び日時に持ち出さなければならない。

（2） 家庭ごみ（粗大ごみを除く。） あらかじめ定められた場所（以下「ごみステーション」という。）及び日時に持ち出さなければならない。

3 家庭ごみを市の収集にゆだねる場合若しくは市の処理場に自己搬入する場合又は事業活動から排出される一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「事業ごみ」という。）を市の処理場に搬入する場合（許可業者により搬入する場合を含む。）には、次に掲げる基準に適合した透明又は半透明の袋を使用しなければならない。ただし、袋に入れることがないごみについては、この限りでない。

（1） ポリエチレン製であること。

（2） 着色料を含まないものであること。

（3） 容量が90リットル以下であること（粗大ごみの場合は、45リットル以下とする。）。

（4） ごみの飛散若しくは流失又は悪臭の漏出のおそれのない丈夫なものであること。

（大掃除の計画）

第3条 建物の占有者又は管理者は、条例第6条第1項に規定する清潔を保つため、市長が大掃除の計画を定めたときは、計画に従い建物内の全般にわたって大掃除を実施するよう努めなければならない。

（清潔の保持の指導及び勧告）

第4条 市長は、条例第6条に規定する清潔の保持に関して、みだりに廃棄物が捨てられ生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地の占有者又は管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（一般廃棄物減量資源化計画書の作成等）

第5条 条例第10条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画書（以下「一般廃棄物減量資源化計画書」という。）の作成を指示し、提出させることができる事業者は、次に掲げるものとする。

（1） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもののうち市長が必要と認めるもの

（2） 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもののうち市長が必要と認めるもの

（3） 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する事業者（以下「大規模事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物減量資源化計画書を毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出量、処分量及び資源化量の前年度実績及び当該年度の見込み
- (2) 前年度実績の自己評価
- (3) 減量及び資源化の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項

3 大規模事業者は、前項の一般廃棄物減量資源化計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第6条 市長は、一般廃棄物減量資源化計画書の計画が適当でないと認めるときは、当該大規模事業者に対して、その計画の変更を指示することができる。

2 市長は、大規模事業者が前条第2項及び第3項に違反したとき又は一般廃棄物減量資源化計画書の計画を実施していないと認めるときは、当該大規模事業者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(受入れの拒否)

第7条 市長は、大規模事業者が前条第2項の勧告に従わなかったときは、当該大規模事業者から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(処理方式又は指定の場所)

第8条 条例第11条ただし書に規定する「市長が定める処理方式又は市長の指定する場所」とは、し尿及び犬、猫等の死体の処理において市長が適当と認めて指示する施設へ搬入することをいう。

(ごみステーション管理責任者)

第9条 ごみステーションへごみを持ち出しする自治会等の代表者は、そのごみステーションの管理責任者を選任したときは、市長に届け出なければならない。

2 ごみステーションの管理責任者は、ごみステーションの管理及びごみ処理等に関する市の施策の連絡及び調整に協力しなければならない。

(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可)

第10条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
- (4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 一般廃棄物の積替場、運搬車の車庫等の所在地、構造、平面図及び付近の見取図
- (6) 運搬車両名簿及び自動車検査証の写し
- (7) 作業計画書
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (3) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
- (4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 処分先を証明できる書類（最終処分を除く。）
- (6) 作業計画書
- (7) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計画書、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (8) 市税の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第1号から第4号までに規定する書類
- (2) 従事者名簿及び従事者の住民票の写し
- (3) 市税の納税証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前3項の申請について適当と認めた場合は、2年の期間その他必要な条件を付けて許可するものとする。

(許可証の交付等)

第11条 市長は、前条第4項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）に対して、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証又は浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

- 2 許可業者が許可証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 3 許可業者が許可証を破損したときは、その許可証を添えて市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
- 4 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(従事者証の交付等)

第12条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に従事する者を記載した所定の従事者証交付申請書を市長に提出して、一般廃棄物収集運搬従事者証、一般廃棄物処分従事者証又は浄化槽清掃従事者証（以下「従事者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 従事者証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。
- 3 従事者証を破損し、又は記載事項に変更を生じたときは、その従事者証を添えて市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。
- 4 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、法第7条の3、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定によりその許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、所定の許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。

- 2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は事業停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、市長はその責めを負わない。

(許可証及び従事者証の返納)

第14条 許可業者は、許可証の許可期間又は従事者証の有効期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、その日から起算して7日以内に許可証又は従事者証を市長に返納しなければならない。

- 2 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、本人、相続人その他地位を承継するものは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び従事者証を返納しなければならない。
- 3 許可業者がその事業を停止されたときは、停止期間中、許可証及び従事者証を市長に返納しなければならない。
- 4 許可業者は、その従事者が退職したときは、直ちにその者の従事者証を市長に返納しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

第15条 許可業者は、その事業を廃止しようとするときは、理由を記して2箇月前までに市長に届け出なければならない。

- 2 許可業者は、その事業の全部又は一部を5日以上休止しようとするときは、その理由と休止に伴う処理計画案を添えて、休止しようとする日の5日前までに市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第16条 許可業者は、第10条第1項から第3項までに規定する許可申請書及び添付書類に記載した事項を変更しようとするときは、事前に届け出て、その理由を記載した書類を市長に提出して承認を受けなければならない。

(同業者組合の届出)

第17条 許可業者は、同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第18条 許可業者は、廃棄物関係法令及び条例で定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

(粗大ごみの品目別等処理手数料)

第19条 条例第11条第3号に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(処理手数料等の徴収方法の特例)

第20条 条例第14条第1号に規定する「市長が、別に定めるもの」とは、次の方法をいう。

(1) 条例第11条第1項第4号で定めるし尿に係る処理手数料を徴収する場合において、市の職員がし尿の収集を行ったときは、当該手数料を1箇月ごとに集計し、次のいずれかにより行う。

ア 納入義務者が納入通知書により納付することにより、徴収する。

イ 納入義務者が預金口座を設けた金融機関に請求し、口座振替の方法により納付することにより、徴収する。

(2) 事業ごみを定例的に搬入する場合において、納入義務者が、処理手数料に係る所定の後納申請書により申請を行い、市長の承認を得たときは、納入義務者が、1箇月ごとに集計された当該手数料を納入通知書により納付することにより、徴収する。

2 市長は、前項第2号の後納申請書を審査する場合において、当該申請者が次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該申請を承認することができる。

(1) 処理手数料等の滞納がないこと。

(2) 適正な分別収集ができること。

(3) 処理施設管理者の指示に従った搬入ができること。

3 前項に規定する後納申請の承認後、当該申請者が前項各号のいずれかの要件を満たしていないことを市長が認めたときは、当該承認を取り消すことができる。

(証紙の形式)

第21条 条例第14条の2第2項に規定する形式は、別表第2のとおりとする。

(証紙の出納保管)

第22条 会計管理者は、証紙を善良な管理者の注意をもって管理し、所定の出納簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の交付の整理)

第23条 市長は、証紙を交付したときは、所定の整理簿により、その交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の取扱方法)

第24条 別表第1に規定する粗大ごみを、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするとき、又は市の処理場に自己搬入して処分するときは、当該粗大ごみに同表に定める当該粗大ごみの処理手数料に相当する額の粗大ごみ収入証紙を貼付するものとする。なお、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするときは、粗大ごみ収入証紙に粗大ごみを排出する者の氏名及び受付番号を記載するものとする。

2 別表第1に規定する特定家庭用機器一般廃棄物を、戸別収集の申込みにより収集及び運搬をするとき、又は市の処理場に自己搬入するときは、当該粗大ごみ収入証紙の貼付のほか、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に定める特定家庭用機器廃棄物管理票（再商品化等に必要な行為に関する料金の払込証明書が付された券）を貼付しなければならない。

(売りさばき人の欠格条項)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、粗大ごみ収入証紙売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）となることができない。

(1) 精神の機能の障害により、売りさばき人の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 店舗その他これに類似する設備により物品の販売を業とする者以外のもの（市長が必要に応じて指定する者を除く。）

(売りさばき人の指定)

第26条 条例第14条の3の規定により売りさばき人の指定を受けようとする者は、所定の指定申請書に粗大ごみ収入証紙を売りさばく場所（以下「販売所」という。）を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、所定の指定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

3 売りさばき人の指定を受けた者は、販売所の見やすい位置に、所定の標札を掲げなければならない。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第27条 売りさばき人がその氏名（売りさばき人が法人であるときは、その名称若しくは代表者の氏名）を改め、又は住所を変更したときは、直ちに、所定の変更届書に当該事項を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 売りさばき人が販売所を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

- 第28条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに、所定の廃止届書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第29条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第14条の3の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第25条第1号又は第2号に該当することとなったとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 粗大ごみ収入証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (4) 1年以上引き続き粗大ごみ収入証紙の売りさばきをしていないとき。
- (5) 前条の規定により、売りさばき業務の廃止届があったとき。

- 2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

(証紙の買受け請求)

- 第30条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙を市長から買い受けようとするときは、所定の請求書を提出しなければならない。

(証紙の取扱手数料)

- 第31条 市長は、売りさばき人に対して、当該売りさばき人が買い受けた粗大ごみ収入証紙の代金の100分の10に相当する金額に100分の110を乗じて得た額を証紙取扱手数料として交付する。この場合において、確定金額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(証紙の売りさばき)

- 第32条 売りさばき人は、粗大ごみ収入証紙の券面額で売りさばくものとし、汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙を売りさばいてはならない。

(証紙の交換)

- 第33条 売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由によって汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙と他の粗大ごみ収入証紙との交換を請求することができる。この場合においては、所定の交換請求書に当該交換しようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

(証紙の買戻し)

- 第34条 売りさばき人が条例第14条の2第5項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、所定の還付請求書に当該還付を受けようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

(証紙の返還による現金の還付)

- 第35条 市長は、条例第14条の2第5項ただし書に該当する場合において売りさばき人に対して現金を還付するときは、当該粗大ごみ収入証紙の券面額の合計額から当該金額の100分の10に相当する金額に100分の110を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てた額)を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導又は検査)

- 第36条 市長は、必要があるときは、市の職員のうちから指定する者を売りさばき人の粗大ごみ収入証紙の出納保管又は売りさばき事務について、指導又は検査を行わせるものとする。

(財務規則の適用)

- 第37条 この規則に定めるもののほか、粗大ごみ収入証紙に関する会計事務については、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)に定めるところによる。

(処理手数料等の減免)

- 第38条 条例第15条に規定する「災害その他特別の事情があると認める者」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 減額 市長が特に必要があると認める者
- (2) 免除

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業を経営する者で、事業ごみを搬入するもの

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づいて生活扶助を受けている者で、家庭ごみを搬入するもの又は粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けるもの

ウ 災害を受けた者（し尿を収集した場合又は家庭ごみを搬入した場合若しくは粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けた場合に限る。）

エ 医師等の資格を有する者が、非感染性医療廃棄物である旨を所定の排出証明書により証明した医療廃棄物であって、市の指示に従って分別されたものを、当該証明書を添付して搬入する者（当該証明書記載の医療廃棄物のみを搬入した場合に限る。）

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要であると認める者

2 前項に規定する手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、所定の申請書により、市長に対し、申請を行わなければならない。ただし、前項第2号ウの場合は、この限りでない。

3 市長が前項の申請を承認した場合は、所定の減額承認書又は免除承認書を申請人に交付する。

4 第1項第1号に該当する者に対する処理手数料又は処理費用の額は、条例第11条又は第13条の規定により算出して得た額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円（条例第11条第4号に定める処理手数料にあっては、10円）未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（清掃主事の設置）

第39条 環境リサイクル局リサイクル推進部に清掃主事を置く。

2 清掃主事は、前項に規定する部署に勤務する職員のうちから市長が任命する。

（清掃主事の職務）

第40条 清掃主事は次に定める職務を行うものとする。

（1） 条例第6条に規定する清潔の保持に関する指導

（2） 条例第9条に規定する廃棄物の適正な分別等に関する指導

（3） 許可業者の法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定する立入検査及び指導

（4） 条例第5条及び第19条に規定する事業者の廃棄物の減量、再生利用等に関する指導

（5） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（清掃主事証の携帯）

第41条 清掃主事は、前条の職務執行に当たり、所定の清掃主事証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により交付された一般廃棄物処理業許可証、一般廃棄物（魚滓）収集運搬業許可証、一般廃棄物（事業活動に伴うごみ）収集運搬業許可証、浄化槽清掃業許可証、一般廃棄物処理従業員証、一般廃棄物（魚滓）収集運搬従業員証、一般廃棄物（事業活動に伴うごみ）収集運搬従業員証又は浄化槽清掃従業員証は、この規則により交付された許可証又は従事者証とみなす。

（船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置）

3 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）以後両町の区域内において排出される一般廃棄物の分別等については、当分の間、第2条の規定にかかわらず、両町の例による。

4 編入日から平成18年9月30日までの間、両町の区域内において排出される一般廃棄物処理手数料の減免に係る取扱いについては、第38条の規定にかかわらず、両町の例による。

附 則（平成8年4月23日規則第28号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 処理手数料等の後納又は減免に係る申請等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成9年9月30日規則第79号）

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成10年3月9日規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月24日規則第49号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成12年11月7日規則第61号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成１２年１２月１８日規則第６８号）
この規則は、平成１３年１月６日から施行する。

附 則（平成１３年３月２３日規則第５０号）
この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年３月２９日規則第６２号）
この規則は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１４年３月２７日規則第４３号）
この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則（平成１６年２月２７日規則第８号）
この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年７月２７日規則第１１７号）
この規則は、平成１７年８月１日から施行する。

附 則（平成１９年３月３０日規則第３４号）
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年７月２４日規則第５６号）
この規則は、平成１９年８月１日から施行する。

附 則（平成２１年２月６日規則第５号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月３１日規則第２８号）
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年１２月２６日規則第８８号）
この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年７月４日規則第５１号）
この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則（平成３１年３月２２日規則第２４号抄）
（施行期日）
- １ この規則は、平成３１年１０月１日から施行する。
（その他の使用料等に係る経過措置）
- ４ この規則（第４条、第５条及び第１０条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。
- 附 則（令和元年１２月２５日規則第７８号）
この規則は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条、第１９条、第２４条関係）

種別	品目	戸別収集による場合 の処理手数料（円）	自己搬入による場 合の処理手数料 （円）
収納家具、用具	衣装箱	２００	１００
	オーディオラック	６００	１００
	飾り戸棚（幅１ｍ未満）	１，０００	３００
	飾り戸棚（幅１ｍ以上）	１，４００	３００
	カラーボックス	２００	１００
	キャビネット（幅１ｍ未満）	１，０００	３００
	キャビネット（幅１ｍ以上）	１，４００	３００
	金庫（幅５０ｃｍ未満、小型）	２，０００	５００
	下駄箱（幅１ｍ未満）	６００	１００
	下駄箱（幅１ｍ以上）	１，０００	３００
	サイドボード（幅１ｍ未満）	１，０００	３００
	サイドボード（幅１ｍ以上）	１，４００	３００

	書棚（幅 1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	書棚（幅 1 m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	スチール棚（幅 1 m未満）	2 0 0	1 0 0
	スチール棚（幅 1 m以上）	6 0 0	1 0 0
	ステレオラック	6 0 0	1 0 0
	整理棚（幅 1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	整理棚（幅 1 m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	たんす（幅 1 m未満, 和, 洋, ベビータンス等）	6 0 0	1 0 0
	たんす（幅 1 m以上, 和, 洋, ベビータンス等）	1, 0 0 0	3 0 0
	茶たんす（幅 1 m未満）	6 0 0	1 0 0
	茶たんす（幅 1 m以上）	1, 0 0 0	3 0 0
	戸棚（幅 1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	戸棚（幅 1 m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	長持	6 0 0	1 0 0
	パイプハンガー（解体したもの）	2 0 0	1 0 0
	ファンシーケース	2 0 0	1 0 0
	ホームラック（幅 1 m未満, スチール）	2 0 0	1 0 0
	ホームラック（幅 1 m以上, スチール）	6 0 0	1 0 0
	本棚（幅 1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	本棚（幅 1 m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	リビングボード（幅 1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	リビングボード（幅 1 m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	ロッカー（幅 6 0 cm未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	ロッカー（幅 6 0 cm以上）	1, 4 0 0	3 0 0
机, いす	机（両袖） そで	1, 4 0 0	3 0 0
	机（片袖） そで	1, 0 0 0	3 0 0
	テーブル類（食卓等, 座卓, 応接セット用）	6 0 0	1 0 0
	ライティングデスク	1, 0 0 0	3 0 0
	いす（回転式, デッキ, パイプ, ベビー用, 座椅子, ロッキングチェア, 陶磁器, ベンチを含む。）	2 0 0	1 0 0
	いす（応接用, 1 人掛け）	6 0 0	1 0 0
	いす（応接用, 2 人掛け以上）	1, 0 0 0	3 0 0
	ソファベンチ（1 人用）	6 0 0	1 0 0
	ソファベンチ（2 人以上用）	1, 0 0 0	3 0 0
建具, 寝具, 敷物	アコーディオンカーテン	2 0 0	1 0 0
	雨戸	2 0 0	1 0 0
	網戸	2 0 0	1 0 0
	アルミサッシ（網戸, ガラス戸, 枠のみ, 雨戸）	2 0 0	1 0 0

	アコーディオンシャッター	2, 0 0 0	5 0 0
	アコーディオン引戸	2, 0 0 0	5 0 0
	ガラス窓, ガラス戸	2 0 0	1 0 0
	木戸 (木製ドア)	2 0 0	1 0 0
	サッシ (枠のみ, ガラス付)	2 0 0	1 0 0
	障子 (ガラス有りを含む。)	2 0 0	1 0 0
	建具 (雨戸, 網戸, ふすま, 障子, 網戸等)	2 0 0	1 0 0
	ドア	2 0 0	1 0 0
	ふすま	2 0 0	1 0 0
	ベッド (ベビー, サマー, ボンボン)	2 0 0	1 0 0
	ベッド (パイプ)	6 0 0	1 0 0
	ベッド (リクライニング, ソファァ, 介護)	1, 0 0 0	3 0 0
	ベッドの枠 (シングル)	6 0 0	1 0 0
	ベッドの枠 (セミダブル, ダブル)	1, 0 0 0	3 0 0
	2 段ベッドの枠 (1 段につき)	6 0 0	1 0 0
	マットレス (スプリング付, シングル)	1, 0 0 0	3 0 0
	マットレス (スプリング付, セミダブル, ダブル)	1, 4 0 0	3 0 0
	カーペット (束径 1 0 ~ 3 0 cm未満)	6 0 0	1 0 0
	じゅうたん (束径 1 0 ~ 3 0 cm未満)	6 0 0	1 0 0
	畳	6 0 0	1 0 0
その他家具, 用具	編み機	2 0 0	1 0 0
	アイロン台	2 0 0	1 0 0
	衣類乾燥機台	2 0 0	1 0 0
	衣 こ 桁	2 0 0	1 0 0
	カーテンレール	2 0 0	1 0 0
	回転ハンガー	2 0 0	1 0 0
	傘立て	2 0 0	1 0 0
	額縁 (ガラス付きも含む。)	2 0 0	1 0 0
	花台	2 0 0	1 0 0
	キャスターハンガー	2 0 0	1 0 0
	コート掛け	2 0 0	1 0 0
	黒板 (幅 1 m以上)	2 0 0	1 0 0
	こたつ板 (1 m四方以上)	2 0 0	1 0 0
	座鏡	6 0 0	1 0 0
	三面鏡 (鏡が 3 面の鏡台, いすは別料金)	6 0 0	1 0 0
	新聞ラック	2 0 0	1 0 0
	姿見	2 0 0	1 0 0
	スリッパ立て	2 0 0	1 0 0

	ストーブガード	2 0 0	1 0 0
	スタンドミラー	2 0 0	1 0 0
	タイプライター	2 0 0	1 0 0
	ついたて	6 0 0	1 0 0
	テレビ台	2 0 0	1 0 0
	電話台	2 0 0	1 0 0
	ドレッサー（いすは別料金）	6 0 0	1 0 0
	時計	2 0 0	1 0 0
	人形ケース	2 0 0	1 0 0
	ハンガーラック（解体済み）	2 0 0	1 0 0
	パソコンラック	6 0 0	1 0 0
	ひな 雛人形の段（金属）	1, 0 0 0	3 0 0
	ひな 雛人形の段（プラスチック，木）	6 0 0	1 0 0
	火鉢	2 0 0	1 0 0
	びょう 屏 風	2 0 0	1 0 0
	仏壇（幅 1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0
	仏壇（幅 1 m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	ブラインド	2 0 0	1 0 0
	フラワースタンド	2 0 0	1 0 0
	ポールハンガー	2 0 0	1 0 0
	ホワイトボード	2 0 0	1 0 0
	ミシン台	2 0 0	1 0 0
	物干し（室内用）	2 0 0	1 0 0
	ワゴン	6 0 0	1 0 0
電気製品	オーブントースター	2 0 0	1 0 0
	オーブンレンジ（電気，卓上式）	6 0 0	1 0 0
	オーブンレンジ（電気，ビルトインタイプ）	2, 0 0 0	5 0 0
	加湿器	2 0 0	1 0 0
	換気扇	2 0 0	1 0 0
	乾燥機（食器，布団）	2 0 0	1 0 0
	乾燥機（食器洗い）	6 0 0	1 0 0
	空気清浄機	2 0 0	1 0 0
	クッキングヒーター	2 0 0	1 0 0
	こたつ（こたつ板を除く。）	2 0 0	1 0 0
	コピー機（家庭用小型のもの）	6 0 0	1 0 0
	コンロ（電気）	2 0 0	1 0 0
	ジュースサーバー	2 0 0	1 0 0
	照明器具	2 0 0	1 0 0

	除湿機	2 0 0	1 0 0
	炊飯器（電気）	2 0 0	1 0 0
	ストーブ（電気）	2 0 0	1 0 0
	ズボンプレスサー	2 0 0	1 0 0
	扇風機	2 0 0	1 0 0
	掃除機	2 0 0	1 0 0
	電子レンジ	6 0 0	1 0 0
	ドライヤー（立脚式）	6 0 0	1 0 0
	パネルヒーター	6 0 0	1 0 0
	ファクシミリ（電話機と一体型を含む。）	6 0 0	1 0 0
	複写機	6 0 0	1 0 0
	ファンヒーター（電気）	6 0 0	1 0 0
	便座（温熱式，ウォシュレット）	2 0 0	1 0 0
	ホットカーペット（電気カーペット）	6 0 0	1 0 0
	ホームベーカリー	2 0 0	1 0 0
	ホットプレート	2 0 0	1 0 0
	ミシン（卓上式）	2 0 0	1 0 0
	ミシン（卓上式以外）	1, 0 0 0	3 0 0
	ミキサー	2 0 0	1 0 0
	モーター（家庭用）	6 0 0	1 0 0
	もち餅つき機	2 0 0	1 0 0
	冷水機（卓上型）	2 0 0	1 0 0
	冷風機	2 0 0	1 0 0
	レンジフードファン	6 0 0	1 0 0
	ワープロ	2 0 0	1 0 0
	ウインドファン	2 0 0	1 0 0
特定家庭用機	エアコン	2, 4 0 0	1, 3 0 0
器一般廃棄物	テレビ	1, 7 0 0	9 0 0
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	3, 6 0 0	1, 9 0 0
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	2, 1 0 0	1, 1 0 0
AV, 電子, ガス,	映写機	2 0 0	1 0 0
石油	オーディオ機器（単品）	2 0 0	1 0 0
	オーディオセット（一体型）	1, 0 0 0	3 0 0
	カラオケ演奏装置	1, 4 0 0	3 0 0
	写真引延し機	2 0 0	1 0 0
	ステレオスピーカー（1 個）	2 0 0	1 0 0
	ステレオ（アンプ，カセットデッキ，チューナー，プレーヤー，CDプレーヤー，DVDプレーヤー，MDシステムプレーヤー）	2 0 0	1 0 0

	ステレオセット（一体型）	1, 0 0 0	3 0 0
	ステレオ機器（単品）	2 0 0	1 0 0
	ビデオデッキ	2 0 0	1 0 0
	プロジェクター（中型3 0 Kg程度）	1, 0 0 0	3 0 0
	プロジェクター（大型4 0 Kg以上）	2, 0 0 0	5 0 0
	ラジオ	2 0 0	1 0 0
	ラジカセ, CDラジカセ	2 0 0	1 0 0
	パソコン（ノート型）	2 0 0	1 0 0
	パソコン（本体, キーボードを含む。）	2 0 0	1 0 0
	パソコン（ディスプレイ）	6 0 0	1 0 0
	パソコン（プリンター）	2 0 0	1 0 0
	オーブンレンジ（ガス, 卓上式）	6 0 0	1 0 0
	オーブンレンジ（ガス, ビルトインタイプ）	2, 0 0 0	5 0 0
	オーブン（ガス, 卓上式）	6 0 0	1 0 0
	オーブン（ガス, ビルトインタイプ）	2, 0 0 0	5 0 0
	カセットコンロ（卓上）	2 0 0	1 0 0
	ガスレンジ（電子レンジ併用, 卓上式）	6 0 0	1 0 0
	ガスレンジ（電子レンジ併用, ビルトインタイプ）	2, 0 0 0	5 0 0
	ガステーブル	6 0 0	1 0 0
	コンロ（ガス）	6 0 0	1 0 0
	炊飯器（ガス）	2 0 0	1 0 0
	ストーブ（ガス）	2 0 0	1 0 0
	卓上型ガスコンロ	2 0 0	1 0 0
	ファンヒーター（ガス）	6 0 0	1 0 0
	湯沸機（ガス瞬間型）	2 0 0	1 0 0
	レンジ（ガスコンロ型）	6 0 0	1 0 0
	ストーブ（石油）	6 0 0	1 0 0
	ファンヒーター（石油）	6 0 0	1 0 0
	湯沸機（石油瞬間型）	2 0 0	1 0 0
水周り	ガス台	6 0 0	1 0 0
	かき氷器	2 0 0	1 0 0
	釜	2 0 0	1 0 0
	キッチンラック	6 0 0	1 0 0
	杵（餅つき用） きね もち	2 0 0	1 0 0
	米びつ（単体）	2 0 0	1 0 0
	米缶（高さ1 m未満）	2 0 0	1 0 0
	米缶（高さ1 m以上）	1, 0 0 0	3 0 0
	食器棚（幅1 m未満）	1, 0 0 0	3 0 0

	食器棚（幅 1m以上）	1, 4 0 0	3 0 0
	浄水器	2 0 0	1 0 0
	精米機（家庭用）	6 0 0	1 0 0
	調理台	6 0 0	1 0 0
	漬物用樽（重し用石類を除く。）	2 0 0	1 0 0
	電子レンジ台	6 0 0	1 0 0
	流し台（1m未満）	6 0 0	1 0 0
	流し台（1m以上）	1, 0 0 0	3 0 0
	生ごみ処理機	6 0 0	1 0 0
	鍋	2 0 0	1 0 0
	ブリキ缶（高さ 1m未満，米保存用）	2 0 0	1 0 0
	ブリキ缶（高さ 1m以上，米保存用）	1, 0 0 0	3 0 0
	サウナ（家庭用）	1, 4 0 0	3 0 0
	すのこ（1m四方以上）	2 0 0	1 0 0
	風呂釜（燃焼装置）	6 0 0	1 0 0
	ベビーバス	2 0 0	1 0 0
	浴槽	1, 4 0 0	3 0 0
	ポータブルトイレ（簡易便座を含む。）	2 0 0	1 0 0
	水槽	2 0 0	1 0 0
	洗面化粧台	1, 0 0 0	3 0 0
	洗面台（幅 1m未満）	6 0 0	1 0 0
	洗面台（幅 1m以上）	1, 0 0 0	3 0 0
屋外用品, 設備	犬小屋（1m ² 未満）	6 0 0	1 0 0
	犬小屋（1m ² 以上）	1, 0 0 0	3 0 0
	カーポートの支柱（骨組み 1 式）	2, 0 0 0	5 0 0
	ペット小屋（1m ² 未満）	6 0 0	1 0 0
	ペット小屋（1m ² 以上）	1, 0 0 0	3 0 0
	物置（3. 3m ² 未満，解体した物）	2, 0 0 0	5 0 0
	温水器（電気，ガス，石油，貯湯式）	2, 0 0 0	5 0 0
	太陽熱温水器	2, 0 0 0	5 0 0
	刈り込みばさみ	2 0 0	1 0 0
	脚立	2 0 0	1 0 0
	草刈り機	2 0 0	1 0 0
	コンプレッサー（家庭用）	6 0 0	1 0 0
	作業用具類（くわ，スコップ，つるはし等）	2 0 0	1 0 0
	芝刈機	2 0 0	1 0 0
	ショベル	2 0 0	1 0 0
	ジャッキ	2 0 0	1 0 0

スコップ	2 0 0	1 0 0
せん 剪定ばさみ	2 0 0	1 0 0
高枝ばさみ	2 0 0	1 0 0
つるはし	2 0 0	1 0 0
電気のこぎり	2 0 0	1 0 0
はしご	2 0 0	1 0 0
噴霧器	2 0 0	1 0 0
ミニ耕運機（家庭菜園用）	1, 0 0 0	3 0 0
ミニトラクター（家庭菜園用）	1, 0 0 0	3 0 0
伸縮門扉	2, 0 0 0	5 0 0
すだれ	2 0 0	1 0 0
立てず	2 0 0	1 0 0
フェンス（1 mに付き）	2 0 0	1 0 0
アンテナ	2 0 0	1 0 0
板（1 m四方以上，厚さ3 cm程度）	2 0 0	1 0 0
衛星放送用アンテナ（BS，CSアンテナ）	2 0 0	1 0 0
傘（5本まで）	2 0 0	1 0 0
金網（1 mに付き）	2 0 0	1 0 0
ガラス板（テーブル用強化ガラス）	2 0 0	1 0 0
金属パイプ（長さ3 m未満，1本）	2 0 0	1 0 0
金属棒（長さ3 m未満，束径20 cm未満，1束，園芸用）	2 0 0	1 0 0
空気入れ（自転車用）	2 0 0	1 0 0
玄関泥落としマット金属	2 0 0	1 0 0
ごみ容器	2 0 0	1 0 0
こい 鯉のぼりボール（1式）小（ベランダ用）	2 0 0	1 0 0
こい 鯉のぼりボール（1式）大	1, 0 0 0	3 0 0
コンポスト容器	2 0 0	1 0 0
コードリール	2 0 0	1 0 0
焼却炉（コンクリート）	2, 0 0 0	5 0 0
焼却炉（金属）	6 0 0	1 0 0
スレート板	2 0 0	1 0 0
鉄板（厚さ5 mm以上，長さ3 m未満）	6 0 0	1 0 0
トタン板	2 0 0	1 0 0
灯油タンク（屋外設置型）	6 0 0	1 0 0
ドラム缶	1, 0 0 0	3 0 0
波板（1枚）	2 0 0	1 0 0
発電機（小型，携帯用，ポータブル式）	6 0 0	1 0 0
布団干し（パイプ型）	2 0 0	1 0 0

	ブリキ板	2 0 0	1 0 0
	プラスチック板（1m四方以上）	2 0 0	1 0 0
	ベニヤ板（1枚）	2 0 0	1 0 0
	ホースリール（ホースを含む。）	2 0 0	1 0 0
	ポンプ（水中式，手押し式，電動据付式）	1，0 0 0	3 0 0
	木材（直径10cm未満，長さ1～3m未満，束径30cm未満）	2 0 0	1 0 0
	庭木類（直径10cm未満，長さ1～3m未満，束径30cm未満）	2 0 0	1 0 0
	物干し竿	2 0 0	1 0 0
	物干し柱（土台付1体）	1，4 0 0	3 0 0
	物干し柱（土台なし1本）	2 0 0	1 0 0
	物干し台（土台のみ）	1，4 0 0	3 0 0
諸車，レジャー，スポーツ，健康	一輪車（作業用，運搬用）	6 0 0	1 0 0
	一輪車（スポーツ用）	2 0 0	1 0 0
	乳母車（ベビーカー）	2 0 0	1 0 0
	車椅子（手動型）	6 0 0	1 0 0
	車椅子（電動）	1，4 0 0	3 0 0
	原動機付自転車（オートバイ50cc以下）	2，0 0 0	5 0 0
	子供用足漕ぎ四輪車	2 0 0	1 0 0
	三輪車（子供用）	2 0 0	1 0 0
	三輪車（大人用）	6 0 0	1 0 0
	自転車	6 0 0	1 0 0
	ショッピングカート（手押し車）	2 0 0	1 0 0
	シルバーカー（手押し車）	2 0 0	1 0 0
	シルバーカー（電動車）	1，4 0 0	3 0 0
	台車	2 0 0	1 0 0
	タイヤホイール	2 0 0	1 0 0
	電動アシスト自転車	1，0 0 0	3 0 0
	リヤカー	1，0 0 0	3 0 0
	車両装備品（ルーフボックス，スキーキャリア）	2 0 0	1 0 0
	スーツケース（1m四方以上）	2 0 0	1 0 0
	スキーキャリア	2 0 0	1 0 0
	チャイルドシート	2 0 0	1 0 0
	テント一式	2 0 0	1 0 0
	トランク（1m四方以上）	2 0 0	1 0 0
	バーベキューセット	2 0 0	1 0 0
	ビーチパラソル	2 0 0	1 0 0
	ピクニックテーブル	2 0 0	1 0 0

望遠鏡	2 0 0	1 0 0
マージャン台（電動）	1, 4 0 0	3 0 0
旅行用かばん（1m四方以上）	2 0 0	1 0 0
ルーフボックス	2 0 0	1 0 0
レジャーテーブル	2 0 0	1 0 0
ゴルフ用具セット	2 0 0	1 0 0
サーフボード	2 0 0	1 0 0
スキー用具セット	2 0 0	1 0 0
スケート靴（1足）	2 0 0	1 0 0
スノーボード	2 0 0	1 0 0
卓球台	2, 0 0 0	5 0 0
鉄棒（運動用）	6 0 0	1 0 0
トランポリン	6 0 0	1 0 0
バスケットゴール	1, 4 0 0	3 0 0
バスケットゴール（ゴール板のみ）	2 0 0	1 0 0
ハングライダー	6 0 0	1 0 0
ローラースケート（一足）	2 0 0	1 0 0
あんま機（いす型以外）	2 0 0	1 0 0
あんま機（いす型）	1, 4 0 0	3 0 0
足踏み健康器	6 0 0	1 0 0
エアロバイク（電動以外）	6 0 0	1 0 0
エアロバイク（電動）	2, 0 0 0	5 0 0
体重計	2 0 0	1 0 0
低周波治療機	2 0 0	1 0 0
ぶら下がり健康器	6 0 0	1 0 0
ヘルスメーター	2 0 0	1 0 0
マッサージ機（いす型以外）	2 0 0	1 0 0
マッサージ機（いす型）	1, 4 0 0	3 0 0
ランニングマシーン（電動以外）	6 0 0	1 0 0
ランニングマシーン（電動）	2, 0 0 0	5 0 0
ルームランナー（電動以外）	6 0 0	1 0 0
ルームランナー（電動）	2, 0 0 0	5 0 0
子供用遊具（歩行器、ゆりかご等）	2 0 0	1 0 0
ジャングルジム（子供用遊具）	2 0 0	1 0 0
滑り台（室内用を含む。）	6 0 0	1 0 0
ブランコ	6 0 0	1 0 0
エレクトーン	2, 0 0 0	5 0 0
オルガン	1, 4 0 0	3 0 0

	キーボード	2 0 0	1 0 0
	ギター	2 0 0	1 0 0
	琴	2 0 0	1 0 0
	電子オルガン	2, 0 0 0	5 0 0
	電子ピアノ	2, 0 0 0	5 0 0

備考

- 1 本表に規定する処理手数料は、当該品目 1 個当たりの金額とする。ただし、複合製品であって、18 リットル缶より小さい物で 45 リットル入り透明又は半透明の袋に入れ、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合の処理手数料は、1 袋当たり 200 円とし、市の処理場に自己搬入して処分をする場合の処理手数料は、1 袋当たり 100 円とする。
- 2 本表中の品目にあるゴルフ用具セット（各種クラブ類）又はスキー用具セット（スキー板及びストック）については、当該品目の 1 セットに満たない場合であっても、これを当該品目の 1 セットとみなすものとする。
- 3 本表中の品目がないものについては、類似した本表中の品目のいずれかに該当するものとみなし、当該品目の処理手数料を適用する。

別表第2(第21条関係)

証紙の形式

- (1) 証紙の寸法 縦15センチメートル・横8センチメートル
- (2) 印刷文字の色 文字黒色 市章黒色
- (3) 証紙の色 100円券 白色 200円券 緑色 300円券 黄色 500円券 青色
1,000円券 赤色

倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 100円券	
氏名	
受付番号	
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。 この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。	
 4 659939 001007	
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300 H13-A-000000	

倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 200円券	
氏名	
受付番号	
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。 この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。	
 4 659939 002004	
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300 H13-B-000000	

倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 300円券	
氏名	
受付番号	
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。 この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。	
 4 659939 003001	
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300 H13-C-000000	

倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 500円券	
氏名	
受付番号	
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。 この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。	
 4 659939 005005	
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300 H13-D-000000	

倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 1,000円券	
氏名	
受付番号	
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。 この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。	
 4 659939 010003	
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL 435-5300 H13-E-000000	

3 倉敷市ごみステーションの設置等に係る取扱要綱

平成15年3月31日告示第211号

(最終改正) 平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 市民の良好な生活環境を保持するとともに、市民生活から排出される家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、家庭ごみを持ち出しするごみステーションの新規設置、移設、改善(以下「設置等」という。)及び適正管理について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 市が行う家庭ごみの収集及び処理に委ねる目的で、ごみステーションの設置等を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、当該区域を管轄する環境センターの所長又は支所長(以下「所長等」という。)に所定の設置等協議書を提出し事前協議を行うものとする。

2 ごみステーションを公共用地に設置等する場合においては、当該公共用地の管理者との事前協議をあわせて行うものとする。

(現地調査)

第3条 市は、事前協議に基づき必要に応じて申請者に立会いを求め、現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

(申請)

第4条 申請者は、第2条の事前協議が整った場合で、ごみステーションの設置等を行おうとするときは、事前協議を行った所長等に、所定の設置等申請書を提出するものとする。

(申請者)

第5条 ごみステーションの設置等に係る申請者は、次に掲げる者とする。

- (1) 環境衛生改善組合の長若しくは町内会長又はそれらと同等の立場にある者
- (2) 住宅団地の開発者又はアパート若しくはマンションの建築主

(利用世帯数)

第6条 ごみステーションの1箇所当たりの利用世帯数は、30世帯から50世帯までを基本とする。

(設置等場所)

第7条 ごみステーションの設置等をする場所は、収集作業及び利用者の利便上、危険でない場所であって次の条件を満たさなければならない。

- (1) 道路に面している場合

ア 道幅がおおむね4メートル以上であること。

イ ごみ収集車両が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの道幅又は転回場所があること。

ウ 交差点から5メートル以上かつバスの停留所から10メートル以上離れていること。

エ ごみ収集車両がスムーズに停車できること。

- (2) 道路に面していない場合 ごみ収集車両が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの通路又は転回場所があること。

(同意)

第8条 申請者は、ごみステーションの設置等(改善にあつては、床面積の拡張に限る。以下この条において同じ。)について、設置等される土地及びその敷地内にある建物の所有者から同意書を取り、第4条の設置等申請書に添えて、所長等に提出しなければならない。

- 2 申請者は、公共用地にごみステーションの設置等を行おうとするときは、ごみステーション構造物から6メートル以内の土地及び建物（床面積の拡張にあつては、当該拡張によりごみステーション構造物から6メートル以内となる土地及び建物）の所有者から同意書を取り、第4条の設置等申請書に添えて、所長等に提出しなければならない。

（紛争等）

第9条 申請者は、ごみステーションの設置等に当たっては、付近住民の生活環境に配慮しなければならない。

- 2 ごみステーションの設置等を行ったことにより、付近住民との間に紛争が生じた場合は、申請者又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

（床面積、構造）

第10条 ごみステーションの設置等を行う場合、その床面積及び構造は、次のとおりとする。

（1）床面積

- ア 10世帯以下の場合 4平方メートル以上
イ 11世帯から50世帯までの場合 6平方メートル以上
ウ 51世帯から100世帯までの場合 8平方メートル以上
エ 101世帯以上の場合 10平方メートル以上

（2）構造

- ア 取り出し口は、道路等に面した側に設置すること。
イ 取り出し口には引き戸を設けるものとし、当該取り出し口の幅はおおむね2メートル以上とすること。
ウ 出入口及び内部の高さは、おおむね2メートル以上とすること。
エ 床は、コンクリート打ちにする等排水等を考慮した構造とすること。
オ 給水及び排水設備を可能な限り設置すること。
カ 屋根及び囲いを設けること。
2 前項に規定する床面積及び構造について、設置等を行うに当たり、土地条件等によりこれを確保することができない場合において、所長等が特に認めるときは、この限りでない。

（設置等完了）

第11条 所長等は、所定の設置等申請書を審査した後、ごみステーションの設置等について適当と認めた場合は、所定の設置等承諾書を交付するものとする。

- 2 申請者は、工事の完了を確認した後、設置等の申請を行った所長等に対し、所定の設置等完了届を提出するものとし、これを受け付けた所長等は現地を調査し、完了を確認するものとする。

（収集開始）

第12条 前条第2項の調査により、ごみステーションが申請書の内容と相違なく、適当であると認められた場合、申請者は所定の依頼書により、所長等にごみ収集を依頼するものとする。

- 2 依頼を受けた所長等は、当該申請者に対し、所定の開始通知書の交付を行うものとする。
3 収集開始の通知を受けた後、利用者への周知は、申請者において行うものとする。

（管理等）

第13条 ごみステーションは、利用者が管理するものとし、利用するに当たっては、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。）第2条に規定するごみの分別、出し方等のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔の保持に努めなければならない。

- 2 アパート又はマンションにあつては、原則として所有者又は実質的にこれらを管理する者がごみステーションを管理するものとし、利用者に対し、ごみの分別、出し方等のルールを遵守するよう指導しなければならない。

（廃止及び中止）

第14条 ごみステーションの廃止又は利用の中止をしようとするときは、所長等に所定の廃止（中止）届を提出する

ものとする。

- 2 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。)第6条の規定に違反したことにより規則第4条の規定に基づく指導又は勧告を受けたにもかかわらず、清潔の保持がなされない場合又は条例第9条の規定に違反し、指導又は勧告を受けたにもかかわらず、市が行う収集に協力がなされない場合で、収集することが不適当と所長等が認めるときは、管理者等にその旨を通知し、ごみステーションの収集業務を中止することができる。ただし、清潔の保持の回復等が行われ、収集することが適当と認めるときは、管理者等と協議の後、収集業務を再開するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に設置してあるごみステーションについては、これを移設又は改善(軽微なものは除く。)するときまでは、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月28日告示第505号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年12月11日告示第619号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年11月6日告示第666号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年2月17日告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第173号)

この要綱は、告示の日から施行する。

4 倉敷市一般廃棄物(ごみ)処分業許可取扱い要綱

平成17年5月2日告示第307号
(最終改正) 平成25年6月17日

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第6項及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物(ごみ)処分業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象となる廃棄物)

第2条 法第7条第6項の許可は、次に掲げる廃棄物の処分を行う場合に限り行うものとする。

- (1) 再生利用を目的とし、破碎処理され、減容固化処理され、又は炭化処理される木くず
- (2) 再生利用を目的とし、たい肥化され、飼料化され、又はガス化される食品廃棄物等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再生利用の目的から適当であると市長が認めた一般廃棄物

(許可申請の時期)

第3条 規則第10条第2項の規定による許可申請書は、一般廃棄物処分業の許可を受ける場合にあっては許可を受けようとする日の1箇月前までに、当該許可の更新を受ける場合にあっては許可期間が満了する日の2箇月前までに市長に提出しなければならない。

(許可基準)

第4条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の4に規定する許可基準の本市における運用については、次のとおりとする。

- (1) 住所(法人の場合は、事務所の所在地)が市内にあること。
- (2) 市内に処理施設を有していること。
- (3) 処理を行おうとする廃棄物の搬出事業者と継続的委託契約を締結する予定があること。
- (4) 処理される廃棄物が、適正に再生利用されること。

(添付書類)

第5条 規則第10条第2項第9号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 得意先名簿
- (2) 業務経歴書
- (3) 事業所の写真及び配置図
- (4) 本市の産業廃棄物処分業の許可を受けている者は、その許可証の写し
- (5) 本市以外の地方公共団体における法に基づく許可及び委託の状況

(許可証の返納)

第6条 規則第10条第4項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、規則第15条第1項の規定により廃止届を提出したときは、許可証を返納しなければならない。

(実績報告)

第7条 許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿に基づき、毎年4月末日までに前年度の一般廃棄物の処分の実績を廃棄物の種類及び排出事業者別に月単位で集計し、所定の実績報告書により市長に報告しなければならない。

(事業計画報告書)

第8条 許可業者は、毎年2月末日までに翌年度の処理計画を廃棄物の種類及び排出事業者別に集計し、所定の事業計画報告書により市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第9条 規則第18条の市長が指示した事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市以外の区域で発生した一般廃棄物を処分しないこと。
- (2) 作業については、常に衛生面に配慮し、保護具(ヘルメット等)を装着する等安全かつ適正に行わなければならないこと。
- (3) 一般廃棄物の処分に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境保全上支障を生じないようにすること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年6月25日告示第409号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年11月6日告示第622号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年6月17日告示第420号)

この要綱は、告示の日から施行する。

5 倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い要綱

平成13年5月31日告示第326号

（最終改正）令和元年12月27日

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物(ごみ)収集運搬業(以下「業」という。)の許可に関して必要な事項を定めるものとする。

（運用基準）

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の2に規定する許可の基準の本市における運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住所(法人の場合は、事務所の所在地)が市内にあること。
- (2) 事業計画に適合した収集運搬車両を有していること。
- (3) 市内に収集運搬車両の車庫を有していること。
- (4) 市内に収集運搬車両の洗車施設を確保していること。
- (5) 事業計画において、積替えを行うこととする者にあつては、市内に積替施設(積替えに係る一時保管をする場合は、当該一時保管の場所を含む。以下同じ。)を有していること。
- (6) 許可申請を行う者(法人の場合は、代表者、事業場の代表者又は業務を行う役員に限る。)が過去5年以内に市長が別に定める廃棄物の収集運搬に関する講習を修了又は当該年度の12月末までに講習を修了する見込みであること。

（添付書類）

第3条 規則第10条第1項第9号の市長が必要と認める書類は、別表に掲げるとおりとする。ただし、更新の許可申請については、同表4の項、9の項、13の項及び15の項から17の項までに定める書類の添付を要しないものとする。

（事前協議）

第4条 新規に許可を受けようとする者は、毎年7月1日から8月15日(倉敷市の休日を定める条例(平成元年倉敷市条例第40号。以下「条例」という。)に規定する市の休日に当たるときは、その前日)までに事前協議書を市長に提出しなければならない。

（許可申請説明会）

第5条 新規許可申請を行おうとする者は、市長が開催する業に関する説明会に出席し、その説明を受けるものとする。

2 市長は、前項の説明会を毎年8月下旬を目途に開催するものとする。

（受付期間）

第6条 新規の許可申請の受付期間は、毎年、前条の説明会の開催の日から9月末日(条例に規定する市の休日に当たるときは、その前日)までとする。

（検査）

第7条 市長は、新規の許可の審査に先立って、別に定める基準に従って、関係職員に検査を行わせるものとする。この場合において、収集運搬車両、事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)及び積替施設に係るものについては、実地検査によるものとする。

2 前項の実地検査で不備があった場合は、改善後、再度、実地検査を受けることができるものとする。

3 前2項に定める実地検査は、11月上旬から翌年2月中旬までの期間に実施日を指定して行うものとする。

(許可等)

第8条 市長は、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程(昭和45年倉敷市訓令第6号)に規定する倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会の審査を経て、新規の許可を決定するものとする。

2 前項の許可の日は、3月1日とする。

3 許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対しては、規則第11条第1項の一般廃棄物収集運搬業許可証に加え、次に掲げる書類等を交付する。

- (1) 許可車両ステッカー
- (2) 計量カード
- (3) 収集運搬説明書
- (4) 分別持込説明書
- (5) 業務実績報告書
- (6) 収集運搬量の明細書
- (7) 許可申請書副本
- (8) 臨時車両許可申請書
- (9) 変更届

4 市施設に持ち込む際に使用する計量カードは、収集運搬車両ごとに貸与することができるものとする。

(更新許可)

第9条 更新の許可を受けようとする者は、許可期限日の2箇月前までに市長に許可申請書を提出しなければならない。

(業の廃止又は休止)

第10条 許可業者は、規則第15条第1項の規定により廃止届を提出したときは、第8条第3項に規定する許可証、許可車両ステッカー及び計量カードを返納しなければならない。

2 許可業者は、規則第15条第2項の規定により休止を届け出たときは、当該休止の業に係る計量カードを返納しなければならない。

(変更)

第11条 許可業者は、規則第16条の規定による変更の届出の内容が収集運搬車両、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)又は積替施設に関するときは、あらかじめ市長の実地検査を受けなければならない。

(遵守事項)

第12条 規則第18条の市長が指示した事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第7条第11項の一般廃棄物の収集を行うことができる区域は市内一円とし、市外で発生した廃棄物を市の処理施設には持ち込まないこと。
- (2) 一般廃棄物収集運搬に使用する車両は、市に届出を行い、車両検査を受け、市長が指定する表示等の措置を行ったものであること。
- (3) 一般廃棄物は、持込み先処理施設の基準に適合させて分別し、混合しないように持ち込むこと。
- (4) 収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動等によって、生活環境保全上支障を生じないようにすること。
- (5) 一般廃棄物の積替えは、市長に届出を行い、検査を受けた施設以外では行わないこと。
- (6) 収集運搬車両、車庫及び積替施設については、常に清潔に保つこと。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に許可を受けた者に対する同日以後に行う最初の更新の許可までの間の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 前項の規定による最初の更新の許可申請については、第3条ただし書の規定にかかわらず、同条本文の規定を適用する。
- 4 平成13年度に新規の許可申請を行う者については、別表2の項に掲げる廃棄物の収集運搬に関する講習の修了証の提出を平成13年12月末まで猶予することができる。

附 則(平成14年7月17日告示第401号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年8月30日告示第505号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年12月27日告示第730号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

番号	添付書類
1	申請者(法人の場合は役員等の全員)が法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
2	第2条第6号に規定する講習の修了証(過去5年以内に修了したものであって、本人、法人の代表者、事業場の代表者又は法人の業務を行う役員のものに限る。)
3	事務所付近見取図
4	事務所の土地及び建物の登記簿謄本
5	事務所の土地又は建物の所有者と申請者が異なる場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)
6	収集運搬車両の写真
7	収集運搬車両の所有者と申請者が異なる場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)
8	運搬容器(コンテナ)設置事業所一覧表
9	車庫の土地及び建物の登記簿謄本
10	車庫の土地又は建物の所有者と申請者が異なる場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)
11	洗車施設付近見取図
12	洗車施設の所有者と申請者が異なる場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)
13	積替施設の土地及び建物の登記簿謄本
14	積替施設の土地又は建物の所有者と申請者が異なる場合 使用の権利を証する書類(契約書、使用承諾書等の写し)
15	収集運搬業の資金計画書
16	金融機関等の預貯金残高証明書、融資残高証明書その他資産に関する調書
17	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表(直近の2年分)
18	廃棄物処理に関する事業許可一覧表(許可証の写しを添付すること。)

6 倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会条例

平成13年3月23条例第6号

(最終改正) 平成20年2月29日

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条の2第3項及び同法第15条の2第3項の規定に基づき、市長が廃棄物処理施設の設置及び変更の許可をするにあたり、当該施設の設置及び変更に関する計画並びに維持管理に関する計画（次条において「許可申請に係る計画」という。）が、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか否かについて、調査審議するため、倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、許可申請に係る計画が、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか否かについて、調査審議するものとする。

- (1) 廃棄物の処理に関する事項
- (2) 大気汚染に関する事項
- (3) 水質汚濁に関する事項
- (4) 騒音に関する事項
- (5) 振動に関する事項
- (6) 悪臭に関する事項
- (7) 地下水に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織し、前条に規定する所管事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成15年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7, 100円	同上
---------------	------------	----

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7, 100円	同上
---------------	------------	----

廃棄物処理施設設置専門委員会委員	日額 11, 100円	同上
------------------	-------------	----

」に改める。

附 則（平成20年2月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

7 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱

平成23年4月13日告示第234号

(最終改正) 令和元年12月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設の設置等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って一般廃棄物を生じさせる者をいう。
- (3) 処分業者 法第7条第6項の許可を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (4) 中間処理施設 一般廃棄物の再生、減量化、無害化等中間的な処分を行う施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- (5) 中間処理場 中間処理施設を設置し、中間処理を行う事業場をいう。
- (6) 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分を行う施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- (7) 法定施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条に規定するごみ処理施設をいう。
- (8) 業施設 処分業者が設置するごみ処理施設であって、法定施設を除くものとする。
- (9) 処理施設 法定施設又は業施設をいう。
- (10) 処理施設の設置 処理施設を新たに設けることをいい、既存施設を新たに処理施設として使用するものを含むものとする。
- (11) 処理施設の変更 自社処理用施設の処分業用施設への転用、承継した施設の処分業用施設としての転用等処理施設の使用目的を変更すること及び処分する一般廃棄物の種類の追加又は変更、処理能力の増大、維持管理の計画の変更等処理施設の構造等を変更することをいい、軽微なものを除くものとする。

(設置等の協議)

第3条 処理施設の設置をしようとする者は、法第7条第6項又は法第8条第1項の許可の申請の前に、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行い、その事前協議を終了しなければならないものとする。

2 処理施設の変更をしようとする者は、法第7条の2第1項又は法第9条第1項の許可の申請の前に事前協議を行い、その事前協議を終了しなければならないものとする。

(調整会議の設置等)

第4条 処理施設の設置又は変更（以下「処理施設の設置等」という。）の計画について、関係法令との整合を図り適正な指導及び助言を行うため、一般廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業概要書)

第5条 事前協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、所定の事業概要書（以下「概要書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の概要書には、次に掲げる図面等を添付するものとし、その提出部数は正本1部、副本1部（市長が別途指示する場合は、その部数）とする。

- (1) 付近の見取図
- (2) 設置場所の周囲1キロメートル以内の地形図（縮尺1万分の1程度）

- (3) 中間処理場又は最終処分場における施設等の配置図
- (4) 処理施設の計画概要図（処理方法、構造及び設備の概要等）
- (5) 中間処理場又は最終処分場に係る土地の公図又は地積図の写し及び登記事項証明書
- (6) 法定施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、当該施設を設置又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の計画を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（現地調査）

第6条 市長は、事前協議を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（指示事項の通知）

第7条 市長は、概要書の提出があったときは、これを審査し、協議者に対し当該概要書の計画に対する留意すべき事項等（以下「指示事項」という。）を通知するものとする。

- 2 協議者は、前項の規定による指示事項の通知を受けたときは、当該指示事項に従い処理施設の設置等の計画又は生活環境影響調査の計画の再検討及び関係機関との協議を行わなければならない。

（事前計画書）

第8条 協議者は、前条第1項に規定する指示事項の通知を受けた日から1年以内に、当該指示事項に対する措置を行い、所定の事前計画書（以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な事由があると認めるときは、通知を受けた日から1年を経過した後においても計画書を提出することができる。

- 2 前項の計画書には、隣接する土地所有者、周辺住民及びその他の利害関係者（以下「地元住民等」という。）の同意書のほか別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正本1部、副本1部（市長が別途指示する場合は、その部数）とする。

（地元住民等の同意書）

第9条 前条第2項に規定する地元住民等の同意書とは、次の各号に定める者の同意書をいう。

- (1) 隣接の土地の所有者
- (2) 地元住民の代表者
- (3) 放流先の水利関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する同意書の添付を省略することができる。

- (1) 一般廃棄物処分業の許可を受け、事業を行っている者が、地元住民等と一般廃棄物の処分に関し、環境保全協定、同意書及びこれらに類する書類を取り交わし、その範囲内において処理施設の設置等を行い、事業の範囲を拡大するとき。
- (2) 処理施設の更新（処理能力の増大を伴わないものに限る。）を行い、又は環境汚染防止対策設備を整備するとき。
- (3) 排出事業者が自ら排出した一般廃棄物を自ら処分するための中間処理施設の設置又は変更であり、かつ、その設置場所が処分する一般廃棄物を排出する事業場内であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が同意書の添付を要しないと認めるとき。

（設置に係る基準）

第10条 協議者は、処理施設の設置等について、法に定める技術上の基準のほか市長が別に定める基準を遵守しなければならない。

（意見聴取）

第11条 市長は、事前協議を受けたときは、当該計画に係る処理施設の設置等について調整会議に諮り意見を聴くものとする。

- 2 市長は、事前協議を受けた場合において、当該処理施設の設置等に関して生活環境保全上必要と認めるときは、

岡山県知事又は他の市町の長に対して意見を聴くことができる。

- 3 市長は、事前協議を受けたときは、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（指導事項及び措置）

- 第12条 市長は、前条の規定により聴取した意見を踏まえて計画書の内容を審査し、必要と認めるときは、協議者に対し当該計画の変更若しくは中止又は留意すべき事項（以下「指導事項」という。）を通知するものとする。
- 2 協議者は、指導事項の通知を受けたときは、指導事項に対する必要な措置を講じるための関係機関との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。
- 3 協議者は、指導事項に対する必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを審査し、指導事項が是正されていないと認めるときは、協議者に対し再度、指導事項を通知するものとする。
- 5 市長は、協議者が指導事項の通知を行った日から2年を経過しても第3項の規定による報告を行わないとき、又は指導事項に対する措置を講じることが困難であると認めるときは、協議者から事情を聴取したうえで、当該事前協議の取下げを勧告することができる。

（事前協議の終了）

- 第13条 市長は、計画書の内容を承認したときは、事前協議を終了し、その旨を協議者に対し通知するものとする。
- 2 協議者が、前項の規定による通知を受けた日から2年を経過するまでに、事前協議に係る工事を完了しない場合は、同項の規定による承認は、その効力を失う。ただし、協議者から申出があった場合において、市長が正当な事由があると認めるときは、この限りでない。

（環境保全協定等の締結）

- 第14条 協議者は、地元住民等と生活環境の保全に関する協定等の締結に努めなければならない。

（施設許可申請及び工事着手の時期）

- 第15条 法定施設の協議者は、第13条第1項の規定による事前協議の終了の通知を受けるまでの間は、法第8条第1項又は法第9条第1項の許可の申請を行うことができないものとする。
- 2 業施設の協議者は、第13条第1項の規定による事前協議の終了の通知を受けるまでの間は、一般廃棄物関係施設の設置等の工事に着手することができないものとする。

（縦覧に供する場所）

- 第16条 法第8条第1項の許可の申請に係る申請書等の縦覧は、一般廃棄物対策課及び当該申請に係る施設を設置する場所を管轄する支所で行う。

（工事着手の報告）

- 第17条 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可を受けた者（業施設にあつては、第13条第1項の規定による事前協議終了の通知を受けた者。以下「設置者等」という。）は、処理施設の設置等の工事に着手するときは、工事着手の10日前までに、所定の工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

（工事完了の報告等）

- 第18条 設置者等は、処理施設の工事が完了したときは、遅滞なく、所定の工事完了報告書（法定施設の設置者にあつては、併せて所定の一般廃棄物処理施設使用前検査申請書）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告書又は申請書の提出があったときは、速やかに使用前検査を行い、その旨を設置者等に通知するものとする。

（処分業の許可申請の時期）

第19条 法第7条第6項又は法第7条の2第1項の許可の申請は、法第8条の2第5項の検査に係る確認通知又は前条第2項に規定する使用前検査の確認に係る通知を受けた後に行わなければならない。

(使用開始の報告)

第20条 設置者等は、当該処理施設の使用開始の日から30日以内に、所定の使用開始報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日告示第439号)

この要綱中第1条の規定は告示の日から、第2条の規定は平成24年7月9日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日告示第725号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第8条関係)

	添付書類	法定 施設	業 施 設
1	(1) 申請者が法人である場合は、役員(法第7条第5項第4号ヌに規定する役員をいう。)の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 (2) 申請者が個人である場合は、当該申請者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○	○
2	申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(当該株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書(全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書))	○	○
3	申請者が個人である場合で、当該申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)	○	○
4	令第4条の7に規定する使用人がいる場合は、当該使用人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○	○
5	事務所等の写真(土地又は建物を借用している場合は、併せて借用証書類)	○	○
6	移動式の間処理施設にあっては、車両の写真(前面及び側面)	○	○
7	移動式の間処理施設にあっては、車両の検査証の写し(車両を借用している場合は、併せてそれを占有することを証する書類)	○	○
8	車庫の写真及び登記事項証明書(土地又は建物を借用している場合は、併せて借用証書類)	○	○
9	一般廃棄物処理事業計画書	○	○
10	中間処理施設における中間処理後の一般廃棄物の処分方法を記載した書類	○	○
11	中間処理における一般廃棄物の処理工程図(フローシート)	○	○
12	中間処理施設又は最終処分場の概要を記載した書類	○	○
13	放流水の状況及び放流先の概要を記載した書類	○	○

14	中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（縮尺1万分の1程度）	○	○
15	令第5条に規定する一般廃棄物処理施設にあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	○	
16	一般廃棄物処理施設の維持管理計画書	○	
17	最終処分場における災害防止のための計画書（最終処分場に限る。）	○	
18	最終処分場における埋立処分計画書（最終処分場に限る。）	○	
19	中間処理施設又は最終処分場における施設等の配置図	○	○
20	施設の所有権又は施設を使用する権原を有することを証する書類	○	○
21	事業場の用に供する土地等の調書、中間処理施設又は最終処分場に係る土地の切絵図又は地籍図及び登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合は、併せて当該土地を使用する権原を有することを証明する書類）	○	○
22	中間処理施設又は最終処分場（計画地を含む。）の全体を撮影した写真	○	○
23	事業に伴う関係法令等の所要手続の進捗状況及び見通しを記載した書類	○	○
24	施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（技術管理者の資格を明らかにする書類等）	○	
25	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	○
26	（1）申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 （2）申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	○
27	申請者が法人である場合は、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書）	○	○
28	法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨の誓約書	○	○
29	一般廃棄物の処理の流れ図を記載した書類	○	○
30	契約（予定を含む。）事業所の名簿	○	○
31	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に関する講習を修了した者の修了証の写し（事業を行うに足る技術的能力を証する書類）	○	○
32	中間処理施設又は最終処分場の隣地所有者、周辺住民及びその他利害関係者の同意書	○	○
33	その他市長が必要と認める書類	○	○

備考 29の項から31の項までは、法定施設で、自ら排出した一般廃棄物を自ら処分する場合は除く。

8 倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成10年9月25日条例第43号

(最終改正) 平成31年3月22日

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）及び法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出並びに法第9条の3第8項（法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下「災害廃棄物処分受託者」という。）が実施した当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果報告書」という。）の縦覧手続、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者からの生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 生活環境影響調査結果報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の種類は、次の各号に掲げる施設の設置者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 市 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次号において「焼却施設」という。）及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- (2) 災害廃棄物処分受託者 焼却施設

(縦覧の告示等)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査結果報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、生活環境影響調査結果報告書を縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び縦覧に供する期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により生活環境影響調査結果報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 前項各号に掲げる事項

(市による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第4条 市による施設の設置に係る縦覧の場所は、規則で定める場所とする。

2 市による施設の設置に係る縦覧の期間は、前条第1項に規定する告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更にあっては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間）とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第5条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の場所は、災害廃棄物処分受託者の事務所とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特に必要があると認めるときは、市長が指定する場所において公衆の縦覧に供することができる。

3 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の期間は、第3条第2項に規定する公告の日から1月間(市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)とする。

(市による施設の設置に係る意見書についての告示)

第6条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書についての公告)

第7条 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公告するものとする。

(市による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第8条 市による施設の設置に係る意見書の提出先は、規則で定める場所とする。

2 第6条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更の場合にあっては、2週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日)までに、市長に意見書を提出することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第9条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先は、災害廃棄物処分受託者の事務所とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特に必要があると認めるときは、市長が指定する場所を意見書の提出先とすることができる。

3 第7条の規定による公告があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合はその期間を経過する日)までに、災害廃棄物処分受託者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第10条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第11条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、生活環境影響調査結果報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、倉敷市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２２日条例第１３号）

この条例は、公布の日から施行する。

9 倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の

縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成10年9月25日規則第48号
(最終改正) 令和元年12月11日
[この改正で題名改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年倉敷市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の場所等)

第2条 条例第4条第1項の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 条例第4条第2項の縦覧の期間のうち、倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）第1条第1項の市の休日には、次条の縦覧申込書は受け付けない。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により縦覧に供された生活環境影響調査結果報告書を縦覧しようとする者（次条において「縦覧者」という。）は、所定の縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生活環境影響調査結果報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 生活環境影響調査結果報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出先等)

第5条 条例第8条第1項の意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 条例第8条第2項の意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第41号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第62号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第28号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第36号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（令和元年12月11日規則第76号）
この規則は、公布の日から施行する。

10 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成13年3月27日規則第59号

(最終改正) 令和2年2月14日

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物再生利用業(第2条—第9条)

第2節 一般廃棄物処理施設(第10条—第19条)

第3章 産業廃棄物

第1節 事業者(第20条—第24条)

第2節 産業廃棄物再生利用業(第25条)

第3節 産業廃棄物処理業者(第26条—第29条)

第4節 特別管理産業廃棄物処理業者(第30条—第33条)

第5節 産業廃棄物処理施設(第34条—第39条)

第6節 県外から搬入される産業廃棄物(第40条)

第4章 雑則(第41条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物再生利用業

(一般廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する指定(以下この節において「再生利用個別指定」という。)を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業の範囲
- (4) 再生利用を行う事業所の所在地
- (5) 再生利用の目的
- (6) 再生利用の方法
- (7) 取引関係
- (8) 事業開始予定年月日
- (9) 当該再生利用個別指定の事業に係る担当者及び連絡先

(10) 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、名称及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)

(11) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の氏名及び住所

(12) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

(13) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (8) 申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令第2条の2又は第2条の4に規定する基準に適合することを証明する書類
- (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (10) 事務所及び事業場の付近の見取図
- (11) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (12) 申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類）
- (14) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合は、登記事項証明書）
- (16) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 3 市長は、第1項の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、所定の再生利用個別指定業指定証（以下この節において「指定証」という。）を交付するものとする。
- 4 再生利用個別指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 5 第2項の規定にかかわらず、再生利用個別指定の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り、同項第1号から第4号まで及び第9号に掲げる書類の添付を要しないものとする。
- 6 第4項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 7 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 8 再生利用個別指定を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 再生輸送を行う場合
 - ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその収集又は運搬の委託を受けることとされていること。
 - イ 省令第2条の2各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなす。
 - (2) 再生利用を行う場合
 - ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。
 - イ 省令第2条の4各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第1号ロ（1）に掲げる要件に適合する者とみ

なす。

ウ 排出事業者から引き取られた対象一般廃棄物が再生の用に供されること。

エ 排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が予定されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

(3) 営利を目的としないものであること。

(4) 生活環境の保全上の支障が生じないこと。

(5) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の取消し)

第3条 市長は、再生利用個別指定を受けた者（以下この節において「再生利用個別指定業者」という。）が前条第8項の基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すことができる。

(一般廃棄物再生利用業の変更の申請等)

第4条 再生利用個別指定業者は、その一般廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業変更指定申請書により、市長に当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(3) 指定年月日及び指定番号

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 変更に係る再生利用の方法

(7) 変更に係る取引関係

(8) 事業変更予定年月日

(9) 事業担当者及び連絡先

(10) 第2条第1項第10号から第13号までに掲げる事項

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(一般廃棄物再生利用業の変更の届出)

第5条 再生利用個別指定業者は、第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる事項並びに次に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第2条第1項第10号の法定代理人

(2) 第2条第1項第11号の役員、同項第12号の株主又は出資をしている者及び同項第13号の使用人

2 前項の規定による届出をする場合においては、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事務所の付近の見取図及び個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書

(2) 第2条第1項第2号に掲げる事項の変更の場合は、個人にあっては住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあっては定款又は寄附行為（変更に係る事項が名称である場合に限る。）及び登記事項証明書

(3) 第2条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事業所の付近の見取図

(4) 第2条第1項第7号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の取引関係を記載した書類

(5) 前項各号に掲げる事項の変更の場合は、同項各号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前項第2号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）

(一般廃棄物再生利用業の廃止の届出)

第6条 再生利用個別指定業者は、その再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出には、指定証を添付しなければならない。

(指定証の再交付)

第7条 再生利用個別指定業者は、指定証を紛失し、又は破損したときは、所定の再生利用個別指定業指定証再交

付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

(指定証の書換え、返納等)

第8条 再生利用個別指定業者は、第5条第1項各号列記以外の部分の規定により再生利用個別指定の変更の届出をするとき、又は第6条の規定により再生利用個別指定の事業の一部廃止の届出をするときは、併せて指定証を提出し、その書換えを受けなければならない。

2 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の指定証、第2号の場合は当該変更に係る指定を受ける前の指定証、第6号の場合は再交付を受ける前の指定証）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により指定証の書換えを受けたとき。
- (2) 第4条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の変更に係る指定を受けたとき。
- (3) 指定証に記載された指定の有効期間を満了したとき。
- (4) 第6条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の全部を廃止したとき。
- (5) 第3条の規定により再生利用個別指定の取消しを受けたとき。
- (6) 前条の規定により指定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により指定証の再交付を受けた場合は、紛失した指定証を発見したとき。

(指定を受けた者の責務等)

第9条 再生利用個別指定業者は、毎年6月30日以前の1年間における一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに運搬量又は処分量等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物を車両によって運搬する再生輸送業者にあっては、政令第3条第1号の規定を準用する。

第2節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第10条 市長は、次に掲げる許可をしたときは、一般廃棄物処理施設（設置、変更）許可証（以下この節において「許可証」という。）を交付しなければならない。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可
 - (2) 法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可
- (許可証の書換え、返納等)

第11条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証の書換えを受けなければならない。

- (1) 法第9条第3項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の住所又は氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名）の変更の届出を行ったとき。
- (2) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けたとき。
- (3) 法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可を受けたとき。
- (4) 法第9条の7第2項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の相続の届出を行ったとき。

2 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第9条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第9条の2第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたとき又は法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定により法第8条第1項の許可の取消しを受けたとき。
- (4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- (5) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る一般廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第13条 法第9条の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の一般廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(熱回収施設設置者の認定証)

第14条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、所定の熱回収施設設置者認定証（以下この節において「認定証」という。）を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第15条 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者（以下この節において「認定熱回収施設設置者」という。）は、認定証を紛失し、又は破損したときは、所定の熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第16条 認定熱回収施設設置者は、住所若しくは氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名）又は法第9条の2の4第1項の認定に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの（以下この条において「認定熱回収施設」という。）の熱回収に必要な設備を変更したときは、認定証の書換えを受けなければならない。

2 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第5号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。

(2) 法第9条の2第1項の規定により認定熱回収施設の使用の停止を命じられたとき。

(3) 法第9条の2の4第2項の規定により同条第1項の認定の効力が失われたとき。

(4) 法第9条の2の4第5項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けたとき。

(5) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。

(6) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

(7) 認定熱回収施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第2号の規定により認定証を返納した者の認定熱回収施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた認定証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第17条 ごみ処理施設の設置者は、省令第4条の5第1項第14号の水質検査及びばい煙に関する検査並びに同項第2号ニの引出灰の熱しゃく減量に関する検査を月1回以上、同号の機能検査を年1回以上実施しなければならない。

2 し尿処理施設（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下次条において同じ。）の設置者は、省令第4条の5第2項第12号の水質検査を月1回以上、機能検査を年1回以上実施しなければならない。

(精密機能検査)

第18条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、省令第5条の規定により、精密機能検査を3年に1回以上実施しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置)

第19条 法第15条の2の5の規定による届出を行おうとする者は、所定の産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受け付けたときは、所定の受理書を交付しなければならない。

第3章 産業廃棄物

第1節 事業者

(分析証明書の保有)

第20条 事業者（中間処理業者を含む。次条において同じ。）は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物（燃

え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんに限る。以下この条において同じ。）について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。

- (1) 当該産業廃棄物の水素イオン濃度指数
- (2) 油分の含有量及び溶出量（燃え殻、鉍さい及びばいじんに係るものを除く。）
- (3) 有害産業廃棄物（有害物質（カドミウム又はその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2―ジクロロエタン、1・1―ジクロロエチレン、シス―1・2―ジクロロエチレン、1・1・1―トリクロロエタン、1・1・2―トリクロロエタン、1・3―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4―ジオキサン及びダイオキシン類をいう。以下同じ。）が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号。以下この条において「有害判定基準」という。）に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。）を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあつては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

ア カドミウム又はその化合物、シアン化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル及びセレン又はその化合物 当該産業廃棄物中の含有量及び当該含有量では有害判定基準に定める基準を超えるおそれがある場合にあつては、有害判定基準に定める方法による検出値

イ 有機りん化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2―ジクロロエタン、1・1―ジクロロエチレン、シス―1・2―ジクロロエチレン、1・1・1―トリクロロエタン、1・1・2―トリクロロエタン、1・3―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4―ジオキサン及びダイオキシン類 有害判定基準に定める方法による検出値

- 2 前項の分析証明書は、処理の日前6月以内（ポリ塩化ビフェニルにあつては処理の日前、ダイオキシン類にあつては処理の日前1年以内）に、計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者（ダイオキシン類については、同法第121条の2に規定する特定計量証明事業の認定を受けた者）又は公共機関が作成したものとする。ただし、当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法を変更した場合には、その変更の都度作成したものとする。

（産業廃棄物の委託等の方法）

- 第21条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、前条第1項の分析証明書又はその写しを、委託しようとする者に交付しなければならない。

（報告のための帳簿）

- 第22条 事業者（政令第6条の4に規定する事業者及び法第12条の2第14項に規定する事業者を除く。）は、省令第8条の5第1項第2号の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 2 前項の帳簿の取扱いについては、省令第2条の5第2項及び第3項の例によるものとする。

（認定証の再交付）

- 第23条 法第12条の7第1項の認定又は同条第7項の変更の認定を受けた者（以下この節において「特例認定事業者」という。）は、省令第8条の38の9に規定する認定証（以下この節において「認定証」という。）を紛失し、又は破損したときは、所定の2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

（認定証の書換え、返納等）

- 第24条 特例認定事業者は、次に掲げる事項が生じたときは、認定証の書換えを受けなければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地の変更
- (2) 名称及び代表者の氏名の変更
- (3) 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更
- (4) 産業廃棄物の積替えの場所の所在地及び面積の変更
- (5) 積替えのための保管の場所において保管する産業廃棄物の種類の変更
- (6) 産業廃棄物の処分の用に供する施設の変更

2 特例認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第2号の場合は当該認定を受ける前の認定証、第4号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第12条の7第7項の規定により変更の認定を受けたとき。
- (3) 法第12条の7第10項の規定により認定の取消しを受けたとき。
- (4) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。
- (5) 政令第6条の7の2の規定により廃止の届出をしたとき。

第2節 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業)

第25条 前章第1節の規定は、省令第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の再生利用業の指定について準用する。この場合において、同節中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第2条第1項中「第2条第2号及び第2条の3第2号」とあるのは「第9条第2号及び第10条の3第2号」と、同項第10号中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、同項第11号中「第7条第5項第4号ヌ」とあるのは「第14条第5項第2号ニ」と、同項第13号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、同条第2項第7号中「第7条第5項第4号イからルまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからヘまで」と、同項第8号中「第2条の2又は第2条の4」とあるのは「第10条又は第10条の5」と、同項第13号中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、「法定代理人の住民票の写し及び同号イ」とあるのは「法定代理人の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下この項において同じ。））」と、「役員の住民票の写し及び同号イ」とあるのは「役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ」と、同項第14号中「第7条第5項第4号ヌ」とあるのは「第14条第5項第2号ニ」と、「同号イ」とあるのは「法第14条第5項第2号イ」と、同項第15号中「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、同項第16号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項」と、同条第4項中「2年」とあるのは「5年」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第25条において準用する第2条第2項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第25条において準用する第2条第4項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第25条において準用する第2条第6項」と、同条第8項第1号イ中「第2条の2各号」とあるのは「第10条各号」と、同項第2号イ中「第2条の4各号」とあるのは「第10条の5各号」と、同項第5号中「第7条第5項第4号イからルまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからヘまで」と、第3条中「前条第8項」とあるのは「第25条において準用する第2条第8項」と、第4条第1項第10号中「第2条第1項第10号から第13号まで」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第10号から第13号まで」と、同条第2項中「第2条第2項及び第3項の規定は、前項」とあるのは「第25条において準用する第2条第2項及び第3項の規定は、第25条において準用する第4条第1項」と、第5条第1項中「第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」と、同項第1号中「第2条第1項第10号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第10号」と、同項第2号中「第2条第1項第11号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第11号」と、同条第2項第1号中「第2条第1項第1号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第1号」と、同項第2号中「第2条第1項第2号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第2号」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。第5号において同じ。））」と、同項第3号中「第2条第1項第4号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第4号」と、同項第4号中「第2条第1項第7号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第7号」と、同項第5号中「前項各号」とあるのは「第25条において準用する第5条第1項各号」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、第8条第1項中「第5条第1項各号列記以外の部分」とあるのは「第25条において準用する第5条第1項各号列記以外の部分」と、「第6条」とあるのは「第25条において準用する第6条」と、同条第2項第2号中「第4条」とあるのは「第25条において準用する第4条」と、同項第4号中「第6条」とあるのは「第25条において準用する第6条」と、同項第5号中「第3条」とあるのは「第25条

において準用する第3条」と、第9条第2項中「第3条第1号」とあるのは「第6条第1号」と読み替えるものとする。

第3節 産業廃棄物処理業者

(産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第26条 法第14条の2第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類の変更（廃止を除く。）
- (2) 産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 産業廃棄物処分業の種類（中間処理及び最終処分）の追加
- (4) 許可条件の変更

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

第27条 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

(許可証の書換え、返納等)

第28条 産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の2又は第10条の6に規定する許可証（以下この節において「許可証」という。）の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）の変更
- (3) 取り扱う産業廃棄物及び産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更

2 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき（産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。）。
- (5) 法第14条の3の規定により産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき（産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。）。
- (6) 前条第1項の規定により産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき（産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。）。
- (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
- (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第29条 産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第4節 特別管理産業廃棄物処理業者

(特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第30条 法第14条の5第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更（廃止を除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 特別管理産業廃棄物処分業の種類（中間処理及び最終処分）の追加
- (4) 許可条件の変更

（特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出）

第31条 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。）は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の特別管理産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

（許可証の書換え、返納等）

第32条 特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の14又は第10条の18に規定する許可証（以下この節において「許可証」という。）の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の変更
- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更

2 特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の5第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき（特別管理産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。）。
- (5) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定により特別管理産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき（特別管理産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。）。
- (6) 前条第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき（特別管理産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。）。
- (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
- (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

（許可証の再交付）

第33条 特別管理産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第5節 産業廃棄物処理施設

（許可証の書換え、返納等）

第34条 市長は、産業廃棄物処理施設設置者（産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。）から法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名）若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者（産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。）の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定により産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、省令第12条の5に規定する許可証（以下こ

の節において「許可証」という。)の書換えを行わなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第15条の2の7の規定により使用の停止を命じられ、又は法第15条の3の規定により許可の取消しを受けたとき。
- (4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- (5) 産業廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る産業廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

4 市長は、産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限る。)から法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限る。)の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定により、産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、所定の受理書を交付しなければならない。

(許可証の再交付)

第35条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(産業廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第36条 法第15条の2の7の規定により産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の産業廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の譲受けの許可等)

第37条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証を交付しなければならない。

2 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6の規定により産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設合併(分割)認可証を交付しなければならない。

(認定証の再交付)

第38条 法第15条の3の3第1項の認定を受けた者(以下この節において「認定熱回収施設設置者」という。)は、省令第12条の11の10に規定する認定証(以下この節において「認定証」という。)を紛失し、又は破損したときは、所定の熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第39条 認定熱回収施設設置者は、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)又は法第15条の3の3第1項の認定に係る産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「認定熱回収施設」という。)の熱回収に必要な設備を変更したときは、認定証の書換えを受けなければならない。

2 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第5号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第15条の2の7の規定により認定熱回収施設の使用の停止を命じられたとき。
- (3) 法第15条の3の3第2項の規定により同条第1項の認定の効力が失われたとき。
- (4) 法第15条の3の3第5項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けたとき。
- (5) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、

紛失した認定証を発見したとき。

(6) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

(7) 認定熱回収施設を廃止したとき。

- 3 市長は、前項第2号の規定により認定証を返納した者の認定熱回収施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた認定証を返納した者に直ちに返還するものとする。

第6節 県外から搬入される産業廃棄物

(県外から搬入される産業廃棄物)

第40条 県外に事業所を有し、当該事業所から生じた産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。以下この条において同じ。)を市内で処分しようとする事業者(法第15条の4の2第1項又は第15条の4の3第1項の規定による環境大臣の認定を受けたものを除く。以下この条において「県外事業者」という。)は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した所定の市内搬入処分事前協議書(以下「事前協議書」という。)を、当該産業廃棄物の最初の市内搬入処分予定日の3月前までに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 市内に搬入する産業廃棄物の種類
- (2) 市内に搬入する当該産業廃棄物の量
- (3) 市内に搬入する期間
- (4) 当該産業廃棄物を排出する施設
- (5) 当該産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者

- 2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとし、その提出部数は、正本1部とする。

- (1) 当該産業廃棄物の分析証明書(産業廃棄物の種類ごとに市長が指定する事項の分析証明書とし、計量法第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者(ダイオキシン類については、同法第121条の2に規定する特定計量証明事業の認定を受けた者)又は公共機関が作成したものとする。)
- (2) 当該産業廃棄物の排出工程図
- (3) 当該産業廃棄物に関する収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 3 市長は、第1項に定める事前協議書の提出があったときは、必要に応じて県外事業者の事業所の産業廃棄物を所管する関係公共団体の意見を求め、市内搬入の可否を県外事業者に通知するものとする。

- 4 県外事業者は、市長が市内搬入処分を認めた場合は、諸法令に定める手続を終了しなければ当該産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

- 5 第1項の事前協議を行った者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更予定日の1月前までに所定の市内搬入処分事前協議書(再協議)を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、同項の規定は、市内搬入処分事前協議書(再協議)の記載事項について、第2項の規定は、添付書類及び提出部数について準用する。

- (1) 第1項各号に掲げる事項
- (2) 当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法

- 6 第1項及び前項の規定による承認により市内に産業廃棄物を搬入することができる期間は、5年を限度とする。

- 7 県外事業者は、当該産業廃棄物の適正な処理に努め、その処理について市長の指示に従わなければならない。

第4章 雑則

(最終処分場の台帳の閲覧)

第41条 法第19条の12第3項の規定による台帳(以下この条において「届出台帳」という。)の閲覧をしようとする者は、所定の廃棄物最終処分場台帳閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 届出台帳の閲覧場所は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課内とする。

- 3 届出台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

- 4 次に掲げる日には、届出台帳を閲覧することができない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

- 5 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

る。

- 6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、届出台帳の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) 届出台帳を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- (3) 係員の指示に従わない者

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岡山県規則第61号）第12条第1項又は第2項の規定により岡山県知事から指定又は認定を受けている者は、平成16年3月31日までは、この規則第11条第1項の指定を受けているものとみなす。

- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に岡山県知事のした許可等の処分その他の行為で、この規則の施行日以後において倉敷市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、倉敷市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 4 船穂町及び真備町の編入の日（以下「編入日」という。）前に岡山県知事のした法に基づく許可等の処分その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、編入日以後においては、市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則（平成17年7月27日規則第118号）

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年9月26日規則第167号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第28号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第28号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月23日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に得ていた倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第33条第1項の規定による承認及び同条第6項の規定による更新の承認に係る効力の期間は、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月6日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第6号の改正規定（「又は外国人登録証明書の写し」を削る部分に限る。）は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成27年3月2日規則第12号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月14日規則第11号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の一部改正)

- 2 倉敷市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成24年倉敷市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第33条」を「第40条」に改める。

1 1 倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱

平成15年9月24日告示第559号

（最終改正）令和元年12月14日

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、事業活動によって排出されるガラス製容器を再資源化するための施設を設置し、及び処理した事業者（以下「事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- （1） 市内に事務所を有していること。
- （2） 再資源化の処理を的確に行うに足る知識及び技能を有していること。
- （3） 再資源化の処理を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有していること。
- （4） 再資源化の処理を長期的かつ安定的に業として行える見込みがあること。
- （5） 再資源化の処理後の製品が、確実に再生利用（再商品化）される見込みがあること。
- （6） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- （7） 再資源化する処理施設等を設置していること。
- （8） 市税を完納していること。

（補助金対象者の承認申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者は、所定の承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施計画書
- （2） 資金計画書
- （3） 処理施設の概要書
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金対象者の承認）

第4条 市長は、前条の承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、所定の承認通知書により事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた事業者が、事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、所定の変更等申請書をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（処理方法）

第5条 処理施設における処理方法については、ガラス製容器をカレットにし、再生利用できる状態にするものとする。

（補助対象品目）

第6条 補助対象品目は、倉敷市内から排出される容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に規定する容器包装廃棄物であってガラス製のものとする。

（補助基準額）

第7条 補助基準額は、ガラス製容器を処理した重量10キログラム当たり206円とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、前条に規定する補助基準額から、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）第11条第1号イに定める処理手数料単価を差し引いた当該金額に事業者が処理した重量を乗じて得た額とする。

(補助金の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業者は、毎月所定の交付申請書に市の施設（倉敷西部清掃施設組合を含む。）の計量器で計量したガラス製容器の実重量が確認できる関係書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の申請は、申請月の前月に計量器で計量したガラス製容器の実重量をもって行うものとする。

2 前項の交付申請書は、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正に処理されたと認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、その旨を所定の通知書により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還命令等)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けようとする事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第3条の承認申請書又は第9条の交付申請書の記載事項に偽り又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(調査又は指導)

第12条 市長は、施設の設置及び管理並びに処理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(関係法令の遵守等)

第13条 事業者は、当該事業の実施に当たっては、法律その他関係法令を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 平成15年度の承認申請等の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年3月16日告示第145号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日告示第740号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日の属する月以後のガラス製容器の処理に係る補助金の補助基準額について適用し、同日の属する月前のガラス製容器の処理に係る補助金の補助基準額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年１２月１１日告示第６８８号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱の規定は、令和元年１０月１日以後に提出された第９条の交付申請書に係る補助金の交付について適用し、同日前に提出された第９条の交付申請書に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年１２月１２日告示第６９３号）

この要綱は、令和元年１２月１４日から施行する。

1 2 倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程

昭和45年3月11日訓令第6号
(最終改正) 平成21年4月1日

(設置)

第1条 本市の清掃事業の運営を円滑に行うため、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び取消しに関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の改定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は環境リサイクル局長を、副会長はリサイクル推進部長をもつて充てる。

3 委員は、環境事業関係部署の課長以上の職にある者をもつて充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。

5 急施を要し、検討委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか検討委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月7日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

1 3 倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会条例

平成28年9月29日条例第45号

(目的及び設置)

第1条 本市における一般廃棄物処理施設整備（以下「施設整備」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物処理施設の処理方式及び処理能力に関する事項
- (2) 施設整備における事業方式に関する事項
- (3) 施設整備における事業実施業者の選定基準に関する事項
- (4) 施設整備における事業実施業者の選定に係る技術提案書等の審査に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成31年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物処理施設設置専門委員会委員の項の次に次のように加える。

一般廃棄物処理施設整備審議会委員	日額 7,100円	同上
------------------	-----------	----

14 倉敷市水島ふれあいセンター条例

平成10年12月24日条例第51号

(最終改正) 平成31年3月22日

(目的及び設置)

第1条 地域の住民に対し、スポーツ・レクリエーション等の場を提供し、心身の健康保持と明るく住みよい地域社会づくりに資するため、倉敷市水島ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市水島ふれあいセンター	倉敷市水島川崎通1丁目1の113番地

2 センターには、次の施設を設ける。

- (1) コミュニティーハウス
- (2) 体育館
- (3) 多目的広場
- (4) 子供広場

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーションのための施設の提供
- (2) 講座、集会及び休養のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設等の使用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第13条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第8条 センター(子供広場を除く。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。)
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

(使用許可等)

第9条 有料施設等(多目的広場並びに有料施設(コミュニティーハウス内の研修室及び大広間並びに体育館をいう。)をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 コミュニティーハウス内の和室、プレールーム、アトリウム、男子浴室又は女子浴室を使用しようとする者は、使用の際、別に定める事項を届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に当たり、有料施設等の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(許可制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 有料施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 営利目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有料施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第11条 有料施設等の連続使用は、3日を限度とする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、第9条第1項の規定により、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは有料施設等からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第10条各号の規定に該当するとき。

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、立入りを拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) 酩酊^{めいてい}して他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物の類^{たぐい}を携行する者
- (3) 市長の許可なくして張り紙又は広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認める者

(使用料)

第14条 市長は、使用者から、別表の規定により算定した額の使用料を徴収する。

- 2 前項の使用料は、第9条第1項の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、別に納期限を定めて納付させることができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を規則で定めるところにより還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用者が使用開始前に使用の取消しを届け出た場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用許可の変更を申請した場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第16条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第17条 市長は、センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第14条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(職員の立入り等)

第18条 センターの職員が職務執行のため使用許可をした有料施設等に立ち入るときは、使用者は、これを拒むことができないとともに、当該職員の指示に従わなければならない。

(利用者の責任)

第19条 利用者（施設を使用する者をいう。以下同じ。）は、施設の使用に当たっては、十分な注意を払わなければならない。

- 2 利用者は、施設を損傷したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成11年1月規則第1号で、同11年2月20日から施行）

附 則（平成17年3月25日条例第48号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成１８年３月２４日条例第３２号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の倉敷市水島ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年１２月２６日条例第５０号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

- 6 この条例（第１条及び第３４条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成３１年３月２２日条例第３号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

- 6 この条例（第２条及び第３２条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第１４条、第１７条関係）

使用場所		使用時間	昼間	夜間
			午前９時から午後５時まで１時間につき	午後５時から午後９時まで１時間につき
コミュニティーハウス	研修室		１４７円	２２０円
	大広間		１１０円	１４７円
体育館	全面		４７７円	８４３円
	半面		２５７円	４４０円

備考

- 1 １時間に満たない時間は、１時間とする。
- 2 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 この表に掲げる時間帯以外の時間における有料施設の使用に係る使用料は、午前５時から午前９時までの間に係る使用にあつては昼間分の、それ以外の時間帯に係る使用にあつては夜間分の金額とする。
- 4 金額には消費税及び地方消費税を含む。

15 倉敷市リサイクル推進センター条例

平成 16 年 9 月 24 日条例第 36 号

(最終改正) 平成 31 年 3 月 22 日

(目的及び設置)

第 1 条 廃棄物の減量，再利用及び再生利用促進に関する情報提供等を通じて，循環型社会に対する意識啓発等を図り，もって快適な市民生活環境づくり及び地球環境の保全に資するため，倉敷市リサイクル推進センター（以下「推進センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 推進センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市リサイクル推進センター	倉敷市児島小川町 3 6 9 7 番地 4

2 推進センターには，次の施設を設ける。

- (1) 第 1 リサイクル学習室
- (2) 第 2 リサイクル学習室
- (3) リサイクル体験室
- (4) 展示コーナー
- (5) 情報コーナー
- (6) 修理・再生室
- (7) 多目的広場

(事業)

第 3 条 推進センターは，次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量，再利用及び再生利用促進の啓発
- (2) 循環型社会を構築するために，学習し，及び体験することができる場の提供
- (3) 廃棄物の減量，再利用及び再生利用促進のための情報の収集，整理及び研究
- (4) 推進センターを利用する市民及び事業者の自主的な活動の支援
- (5) 再生修理可能品を修理再生した物及び再利用可能物の展示及び提供
- (6) 廃食用油燃料化事業（バイオディーゼル事業）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか，推進センターの設置目的を達成するために市長が必要と認めた事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 推進センターの管理は，倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年倉敷市条例第 54 号）に基づき，市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は，次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 推進センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 第 3 条各号に規定する事業に関する業務
- (5) 推進センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか，推進センターの運営に関する事務のうち，市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第14条までに規定する市長の権限を行うものとする。
ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 推進センターの開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第8条 推進センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日とする。）
 - (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで。）
- 2 市長は、必要と認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(使用者の範囲)

第9条 推進センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(使用の許可)

第10条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、展示コーナー、情報コーナー、修理・再生室及び多目的広場（独占して使用する場合を除く。）の使用については、この限りでない。
2 市長は、前項の許可に当たり、施設等の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(許可制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 営利目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第12条 施設等の連続使用は、3日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、第10条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは施設からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。

(4) 第11条各号の規定に該当するとき。

(入場の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 酩酊^{めいてい}して他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類^{たぐい}を携行する者
- (3) 市長の許可なくして営業行為を行い、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認める者

(使用料)

第15条 施設等の使用料は無料とする。ただし、市長は、多目的広場の使用者（独占して使用する場合に限る。）から、別表の規定により算定して得た額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、第10条の規定により使用を許可する際に徴収する。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により多目的広場を使用できないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第18条 市長は、推進センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第15条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、施設において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(使用者の責務)

第19条 使用者は、施設等を適正に使用しなければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた施設等の使用権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作等の制限)

第20条 使用者は、施設等の使用に際し、施設に造作を加え、又は特別の設備を設置してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の立入り等)

第21条 使用者は、施設の職員が職務執行のため使用許可した施設に立ち入るときは、これを拒むことができないとともに、当該職員の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第22条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに施設の職員の指示に従い、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の処置を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第23条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に基づいて原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月31日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第49号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月27日条例第90号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第1条及び第34条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第2条及び第32条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第15条、第18条関係)

施設名	単位	金額
多目的広場	1時間につき	1,048円

備考

- 1 時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 金額には消費税及び地方消費税を含む。

16 倉敷市リサイクル推進センターにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱

平成16年10月29日告示第565号

(最終改正) 令和2年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市リサイクル推進センター条例(平成16年倉敷市条例第36号。以下「条例」という。)第3条第5号に関して必要な事項を定めるものとする。

(寄贈品の収受)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する再利用又は再生利用が可能な物品(以下「提供品」という。)を寄贈品として収受することができる。

- (1) 原状のまま又は小規模修理により再利用が可能な木製品
 - (2) 単行本及び書籍(雑誌、写真集及び成人指定書籍を除く。)で汚損又は破損のないもの
 - (3) 洗濯済の衣類(下着類を除く。)
 - (4) 持ち運びが容易で繰り返し使用が可能な袋(次条において「エコバッグ等」という。)で汚損又は破損のないもの
- 2 前項各号に該当する物を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、所定の寄贈調書に、その品目、数量、価格、住所、氏名等を記載しなければならない。
- 3 寄贈者は、提供品の寄贈を行おうとするときは、自己の責任及び費用負担において倉敷市リサイクル推進センター(以下「推進センター」という。)へ持込みを行うものとし、持込み時間は、推進センターの開館日の午前10時から午後4時までとする。

(提供品の頒布及び販売)

第3条 市長は、提供品を倉敷市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第89号)第6条第1号の規定に基づき、古本及び古着及びエコバッグ等は無償で頒布し、木製品は有償で売却するものとする。

- 2 古本及び古着及びエコバッグ等の提供品を無償で頒布したときは、譲受人より所定の受領調書を徴しなければならない。
- 3 木製品の提供品を有償で売却するときは、対象品を一定期間推進センター内に展示し、その期間内に所定の抽せん申込書による購入申込みを受け付け、期間経過後に抽せんを行うことにより購入者を決定するものとする。この場合において、当選発表は、当選者に対して所定の当選通知書の発送により行うものとする。

(提供品の優先頒布)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、展示前の提供品を無償で優先的に頒布することができる。

- (1) 火災、震災等の被災者のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者の生活再建のために社会福祉事務所長が必要であると認めたとき。
- (2) 市内の社会福祉事業等のボランティア活動が無償で行う者の活動のために市長が特に必要と認めたとき。

(有償提供品の引渡し)

第5条 第3条第3項の当選者は、当選通知書とともに送付される納付書記載の代金を倉敷市指定金融機関に指定日までに支払い、その領収書を引取りの際に持参するものとする。

- 2 提供品の引渡しは、当選通知書の発送日から3週間以内とし、前項の当選通知書と引き換えに行うものとする。
- 3 前項に規定する期間内に提供品の受領がなされないときは、当選は効力を失うものとする。
- 4 提供品の持ち帰りは、受領者の責任及び費用負担において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第210号）

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

17 倉敷市西部ふれあい広場条例

平成14年3月22日条例第20号
(最終改正) 令和元年10月8日

(目的及び設置)

第1条 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、地域住民の活性化と体力増強に寄与するため、倉敷市西部ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 ふれあい広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市西部ふれあい広場	倉敷市玉島道越711番地

(業務)

第3条 ふれあい広場は、次の業務を行う。

- (1) 地域住民の活性化及び体力増強のためのコミュニティー活動を支援するための施設の提供
- (2) 地域住民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図るための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 ふれあい広場の管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい広場の使用の許可に関する業務
- (2) ふれあい広場の維持管理に関する業務
- (3) 削除
- (3) 第3条各号に規定する業務
- (4) 利用者（ふれあい広場を利用する者をいう。以下同じ。）の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい広場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第14条まで（第12条を除く。）に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開所時間)

第7条 ふれあい広場の開所時間は、別表に定めるところによる。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(閉所日)

第8条 ふれあい広場の閉所日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、閉所日を変更することができる。

- (1) 12月28日から翌年の1月4日まで
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認める日

(使用の許可等)

第9条 ふれあい広場を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) ふれあい広場の設備及び備品を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利目的であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第11条 ふれあい広場の連続使用は、3日を限度とする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用上の制限)

第12条 ふれあい広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第10条各号の規定に該当するとき。

(利用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) ^{めいてい}酩酊して他人に迷惑を掛けるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を掛けるおそれのある物品若しくは動物の^{たぐい}類を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい広場の管理上支障があると認める者

(使用料)

第15条 ふれあい広場の使用料は、無料とする。

(利用者の責任)

第16条 利用者は、施設の使用に当たっては、十分な注意を払わなければならない。

2 利用者は、施設を損傷したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年4月規則第71号で、同14年4月1日から施行)

附 則 (平成17年3月25日条例第50号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

- 6 この条例(第1条及び第34条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

- 6 この条例(第2条及び第32条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月8日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

使用日	使用時間
1月5日から3月31日まで及び10月1日から12月27日まで	午前8時30分から午後5時まで
4月1日から同月30日まで及び9月1日から同月30日まで	午前7時から午後6時まで
5月1日から8月31日まで	午前6時から午後7時まで

18 倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例

平成5年9月30日条例第31号
(最終改正) 平成18年3月2日

(目的及び設置)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の2の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の推進に関すること。
- (4) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号)に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、市長において特別の事情があると認めたときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に係る者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属するべき委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属するべき委員の互選により定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成7年3月31日までとする。

(会議の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

一般廃棄物取扱料金審議会委員	日額 8,300円	同上
----------------	-----------	----

」を「

一般廃棄物取扱料金審議会委員	日額 8,300円	同上
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,700円	同上

」に改める。

附 則（平成6年6月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月2日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 倉敷市一般廃棄物取扱料金審議会条例（昭和47年倉敷市条例第106号）は、廃止する。

19 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例

平成22年6月30日条例第30号

（目的及び設置）

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条第1項に規定する合理化事業計画（以下「合理化事業計画」という。）を策定するため、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、合理化事業計画の策定に関する事項を調査審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験を有する者

（2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 部会長は、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

8 会長は、前項の規定による報告があった場合においてその内容が適当と認めるときは、部会の当該議決を審議会の議決とすることができる。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委員	日額 7,100円	同上
-----------------------	-----------	----

」に改める。

20 倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則

昭和44年6月23日規則第39号
(最終改正) 平成31年3月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の集金業務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「各種団体」とは、市民の自治組織、婦人団体、環境衛生協議会等をいう。

(受託の申込み)

第3条 手数料の集金業務の委託を受けようとする各種団体または個人は、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、所定の委託契約書により委託するものとする。

(連帯保証人)

第5条 市長から手数料の集金業務等の委託を受けた各種団体又は個人(以下「受託者」という。)のうち、個人については、連帯保証人を1人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、本市に住所を有し、市民税又は固定資産税が年額5,000円以上であり、かつ、納期限までに完納している者で、市長が承認した者でなければならない。
- 3 連帯保証人は、受託者が市又は第三者に損害を与えたときは、受託者と連帯して賠償の責めを負わなければならない。

(受託者の業務)

第6条 受託者の業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市長が定める地域内の手数料の納入義務者から手数料を集金し、市へ納付すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(手数料の収納)

第7条 受託者は、手数料を収納した場合は、ただちに領収書に押印し、これを納入義務者に交付しなければならない。

(収納金の納付)

第8条 受託者は、指定の納付期日までに、所定の受託収納金納付書を添えて、収納金を出納員へ納付するものとする。ただし、月の中途において分納することができる。

(委託料の算定基準)

第9条 市長は、受託者に対し完納1件につき92円を支払うものとする。

- 2 件数による当月の収納率により、前項の額に、1件につき次の額を加給するものとする。
 - (1) 当月の収納率100パーセントのとき 40円
 - (2) 当月の収納率99パーセント以上100パーセント未満のとき 37円
 - (3) 当月の収納率98パーセント以上99パーセント未満のとき 33円

- (4) 当月の収納率 97 パーセント以上 98 パーセント未満のとき 28 円
- (5) 当月の収納率 96 パーセント以上 97 パーセント未満のとき 19 円
- (6) 当月の収納率 95 パーセント以上 96 パーセント未満のとき 16 円
- (7) 当月の収納率 90 パーセント以上 95 パーセント未満のとき 5 円
- (8) 前月までの未納分を 60 パーセント以上収納したとき 11 円

3 前 2 項の額には、消費税及び地方消費税を含む。

4 第 2 項の収納率の算定に当たって、収納すべき件数に納期限までに収納できないもので調定の過誤、納入義務者の転出等受託者の責めによらないと市長が認めるものがあるときは、これを算定に係る件数から除外する。

(身分証明書の携帯)

第 10 条 受託者は、業務執行にあたり、所定の身分証明書を常に携帯し、関係人からの請求があつたときは、呈示しなければならない。

(各種団体の代表者の変更等の届出)

第 11 条 受託者である各種団体の代表者に変更があつたとき、または代表者が住所、氏名等を変更したときは、所定の変更届によりすみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委託の取り消し)

第 12 条 市長は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除するとともに、委託を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 業務の遂行が不適当と認めたとき。
- (3) 収納率が当月分につき 90 パーセント未満の期が 3 期以上におよぶとき。
- (4) 受託者から契約解除の申し出があつたとき。

(その他)

第 13 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 6 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 7 日規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日前において、改正前の倉敷市汚物取扱手数料の徴収委託に関する規則の規定により各種団体と締結している汚物取扱手数料集金業務等委託契約書および汚物取扱手数料集金業務の受託者に交付している身分証明書は、この規則の規定により締結した廃棄物処理手数料集金業務等委託契約書および廃棄物処理手数料集金業務の受託者に交付した身分証明書とみなす。

附 則 (昭和 48 年 3 月 30 日規則第 19 号)

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 26 日規則第 14 号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 9 条第 2 項第 1 号の規定は、昭和 49 年度分の委託料から適用し、昭和 48 年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則（昭和５０年５月１日規則第２９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第９条の規定は、昭和５０年度分の委託料から適用し、昭和４９年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則（昭和５１年３月２５日規則第９号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和５１年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第９条第１項の規定は、昭和５１年度分の委託料から適用し、昭和５０年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則（昭和５２年３月３１日規則第１５号）

この規則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附 則（昭和５３年４月７日規則第２９号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５３年４月１日から適用する。

附 則（昭和５４年３月２０日規則第１５号）

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５５年３月３１日規則第１７号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（昭和５６年３月３１日規則第１９号）

この規則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和５７年３月３０日規則第２３号）

この規則は、昭和５７年４月１日から施行する。

附 則（昭和５８年６月３０日規則第４０号）

この規則は、昭和５８年７月１日から施行する。

附 則（昭和５９年３月３１日規則第２４号）

この規則は、昭和５９年４月１日から施行する。

附 則（昭和５９年１２月１日規則第５５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和６０年３月３０日規則第２０号）

この規則は、昭和６０年４月１日から施行する。

附 則（昭和６１年４月２２日規則第３０号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和６１年４月１日から適用する。

附 則（昭和６２年２月４日規則第４号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年３月２５日規則第１２号）

この規則は、昭和６２年４月１日から施行する。

附 則（昭和６３年３月１８日規則第２１号）

この規則は、昭和６３年４月１日から施行する。

附 則（平成元年３月３１日規則第４１号）

この規則は、平成元年４月１日から施行する。

附 則（平成３年３月３０日規則第２２号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附 則（平成５年３月３１日規則第４５号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成６年３月３１日規則第３０号）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附 則（平成 7 年 5 月 3 1 日規則第 4 1 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則の規定は、平成 7 年度分の委託料から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 9 日規則第 2 3 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 3 1 日規則第 4 6 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 4 月 1 日規則第 2 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日規則第 8 6 号）

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 2 日規則第 2 4 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

4 この規則（第 4 条、第 5 条及び第 1 0 条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

2 1 倉敷市し尿くみ取り業務補助金交付要綱

昭和48年7月14日告示第217号

(最終改正) 令和2年2月12日

(趣旨)

第1条 し尿くみ取り料金の市民負担を軽減し、かつ、同料金の適正化を図るため、市長の許可した業者(以下「許可業者」という。)のし尿くみ取り業務に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 許可業者が市内のし尿をくみ取ったものを本市のし尿処理場、本市が加入する備南衛生施設組合のし尿処理場又は総社広域環境施設組合のし尿処理場に投入したもので、市長がその投入量を確認したものについて、1リットル当たり1円75銭を当該許可業者に補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする許可業者は、所定の交付申請書(以下「申請書」という。)及び市税を完納していることを証するものを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、各4半期ごとに分けて提出するものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受けた場合は、し尿投入券によりすみやかにその内容を審査し、適正と認めたときは、所定の通知書により補助金交付の決定を行い、補助金を交付するものとする。

(返還命令等)

第5条 市長は、補助金の交付を受けるべき者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 申請書の記載事項に偽り、又は不正があつたとき。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和48年度分の補助金から適用する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)から平成20年3月31日までの間における船穂町の区域内で収集したし尿のくみ取りに係る1リットル当たりの補助額は、第2条に規定する額に編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあつては4円67銭を、同年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあつては2円34銭を加算したものとする。

3 編入日から平成20年3月31日までの間における真備町の区域内で収集したし尿のくみ取りに係る1リットル当たりの補助額は、第2条に規定する額に1円44銭を加算したものとする。

附 則(昭和49年12月27日告示第389号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年10月分以降の補助金から適用する。

附 則(昭和56年6月29日告示第155号)
この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年6月30日告示第158号)
この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月4日告示第195号)
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成12年2月23日告示第57号)
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日告示第502号)
この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第186号)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月12日告示第55号)
この要綱は、告示の日から施行する。

2 2 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱

昭和63年9月26日告示第232号

(最終改正) 平成17年11月25日

(目的)

第1条 この要綱は、倉敷市が推進するごみ減量化のため、家庭から出るごみの中から、自主的に資源回収を実施するPTA、子供会、町内会等の団体に対して報奨金を交付することにより、活動を奨励し、ごみの減量と資源の再利用を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、次の各号に該当する団体で、第8条の規定による登録をした団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。

(対象品目)

第3条 報奨金の交付対象品目は、第9条の規定により市に届出をした再生資源回収業者が引き取り、又は倉敷環境センター、水島環境センター、児島環境センター若しくは玉島環境センター（以下「倉敷環境センター等」という。）へ持ち込まれたもので、再生資源物と認めた次の品目とする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) びん類
- (4) 金属類
- (5) その他有価物

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、対象品目1キログラムについて6円とする。

(報奨金の申請)

第5条 この要綱による報奨金の交付を受けようとする団体は、所定のごみ減量化協力団体報奨金交付申請書に再生資源回収業者又は倉敷環境センター等の発行する明細書を添えて、次に掲げる期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 2月から8月までの実施分 9月1日から同月20日まで
- (2) 9月から1月までの実施分 2月1日から同月20日まで

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該団体に対して報奨金を交付するものとする。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により報奨金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を返還させることができる。

- (1) 報奨金の申請に不正があつたとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があつたとき。

(団体の登録)

第8条 この要綱による報奨金の交付を受けようとする団体は、所定のごみ減量化協力団体登録申請書を市長に提

出し、登録を受けなければならない。

(参加業者の届出)

第9条 この要綱による登録団体から、第3条に掲げる品目を引き取ろうとする再生資源回収業者は、所定の倉敷市ごみ減量化事業参加業者届出書により、市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に両町の区域内の団体が再生資源回収業者に引き渡した対象品目の報奨金の額は、第4条の規定にかかわらず、対象品目1キログラムについて、船穂町の区域の団体にあつては7円、真備町の区域の団体にあつては8円とする。

3 編入日以後において、編入日前の船穂町の区域の紙類の収集方法が本市の収集方法に移行するまでの間に、両町の区域内の団体が再生資源回収業者に引き渡した対象品目の報奨金の額は、第4条の規定にかかわらず、対象品目1キログラムについて7円とする。

附 則（平成2年12月20日告示第348号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成3年6月21日告示第203号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱第4条の規定は、平成3年4月1日以後に再生資源回収業者が買い上げ、又は倉敷清掃センター等へ持ち込まれた対象品目について適用し、同日前に再生資源回収業者が買い上げ、又は倉敷清掃センター等へ持ち込まれた対象品目については、なお従前の例による。

附 則（平成4年10月22日告示第313号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱第3条の規定は、施行日以後に再生資源回収業者が引き取りした対象品目について適用し、同日前に再生資源回収業者が引き取りした対象品目については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日告示第138号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月24日告示第55号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日告示第503号）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年11月25日告示第741号）

この要綱は、告示の日から施行する。

2 3 倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成4年4月1日告示第138号
(最終改正) 令和元年5月14日

(目的等)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを処理するための容器又は処理機（以下「容器等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、容器等の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せてごみの減量を促進することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。
- (2) 市内に容器等を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) たい肥化した生ごみを自家処理できること。
- (4) 市税を完納していること。

(補助対象容器等)

第3条 補助対象となる容器等は、臭気の発散等を防ぐためのふたを備えた耐久性のあるものであって、次に掲げる容器等のいずれかとする。

- (1) 生ごみをたい肥化する容器であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地上設置型
 - イ ア以外の型
- (2) 電気式生ごみ処理機であって、微生物を利用して生ごみを分解消滅させるもの又は乾燥等により生ごみを減容化するもの（生ごみを単に破砕するだけのものを除く。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次のとおりとし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

- (1) 前条第1号の容器に係る額は、購入に要した経費の3分の2とし、容器1基につき5,000円を限度とする。
 - (2) 前条第2号の処理機に係る額は、購入に要した経費の2分の1とし、30,000円を限度とする。
- 2 補助対象基数は、次のとおりとする。
- (1) 前条第1号の容器については、既に補助を受けた容器を含め、1世帯当たり同条第1号ア及びイそれぞれ2基までとする。ただし、船穂町の区域内で実施する生ごみ戸別収集に協力する世帯が前条第1号イの容器を設置するときは、この限りでない。
 - (2) 前条第2号の処理機については、1世帯当たり1基とする。
- 3 前項各号に規定する補助対象基数には、この要綱による補助金の交付を受けた日から5年を経過した容器等は含めない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器等の購入後1年以内に所定の交付申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、その旨を所定の通知書により申請者に通知した後補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第7条 市長は、容器等の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町の編入の日（以下「編入日」という。）前に真備町の区域内において設置された補助対象容器に係る補助金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（平成3年真備町告示第5号。以下「真備町要綱」という。）の例による。

3 編入日前に船穂町及び真備町の区域内において設置された補助対象容器に係る補助金の交付申請は、第5条の規定にかかわらず、船穂町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（平成4年船穂町要綱第3号）又は真備町要綱の例による。

(平成30年7月豪雨災害に係る特例)

4 平成30年7月豪雨（以下「豪雨」という。）により被災した住宅（全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水に限る。）に係る容器等が豪雨により滅失し、又は使用不能となった場合は、当該容器等は第4条第2項各号に規定する補助対象基数には含めないものとする。

5 前項に規定する場合の補助金の交付に係る第2条第1号及び第2号並びに第5条の規定の適用については、第2条第1号中「世帯主」とあるのは「世帯主（豪雨により被災したため一時的に市外に避難している者を含む。）」と、同条第2号中「市内」とあるのは「市内（豪雨により被災したため、一時的に市外に避難している場合はその居住地を含む。）」と、第5条中「別に定める書類」とあるのは「容器等の購入を証する書類、被災した住宅に係るり災証明書の原本その他市長が必要と認める書類」とする。

附 則（平成6年6月10日告示第188号）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（平成7年6月30日告示第248号）

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月23日告示第64号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月1日告示第26号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日告示第504号）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日告示第578号）

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年1月23日告示第31号）

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（令和元年５月１４日告示第３２９号）

この要綱は，告示の日から施行し，改正後の倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定は，平成31年4月1日から適用する。

2 4 倉敷市5R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱

平成23年9月12日告示第533号

(目的)

第1条 この要綱は、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル及びリジェネレート(以下「5R」と総称する。)に関する活動が地域の模範となる市民団体及び事業者を倉敷市5R推進事業優良事業者(以下「優良事業者」という。)として表彰することにより、5Rに取り組む市民団体及び事業者の意識の高揚並びにごみの減量及び資源の有効活用の推進を図り、もって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、本市と協働して5Rに取り組む市民団体又は事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものを優良事業者として表彰する。

- (1) 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱(昭和63年倉敷市告示第232号)第8条の規定により登録を受けている協力団体であって、資源回収の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (2) 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱(平成11年倉敷市告示第339号)第2条に規定する協力店であって、ペットボトル回収の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (3) 倉敷市事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付要綱(平成15年倉敷市告示第559号)第4条の規定により承認された事業者であって、事業活動によって排出されるガラス製容器の再資源化処理の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (4) 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱(平成22年倉敷市告示第486号)第4条の規定により認定された協力店であって、マイバッグ・マイ箸の使用推進の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に5Rに取り組んでいると認めるもの

(表彰の方法等)

第3条 市長は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することにより表彰を行う。

2 市は、表彰を受けた優良事業者(以下「被表彰者」という。)を市民に広く周知することにより、その取組を支援するものとする。

(表彰の日)

第4条 表彰は、毎年1回10月に行う。ただし、特別の必要があるときは、随時に行うことができる。

(調査等)

第5条 市長は、被表彰者の取組状況等について、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、前条に規定する調査又は報告があった場合において、被表彰者が優良事業者として不適當であると認めるときは、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 5 倉敷市地域美化推進員設置要綱

平成19年3月30日告示第189号

(目的及び設置)

第1条 本市における地域の環境美化並びにごみの減量化及び資源化に関し、本市と地域が連携を保ち一体となってその推進を図るため、倉敷市地域美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(選任)

第2条 市長は、倉敷市環境衛生協議会の会長が推薦した者のうちから、倉敷市環境衛生協議会の支部（以下「支部」という。）を単位として推進員を選任する。

(定数)

第3条 支部ごとの推進員の定数は、原則として2人とし、当該支部に係る世帯数が2,000世帯を超える場合は、その超える世帯数1,000世帯ごとに1人を増員する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域におけるポイ捨て防止活動に関すること。
- (2) 地域におけるポイ捨て状況の調査に関すること。
- (3) 自動販売機設置場所への回収容器設置状況等の調査に関すること。
- (4) 本市が行う啓発活動その他の関係施策への協力に関すること。
- (5) ごみの減量化及び資源化の推進指導に関すること。

(連絡会)

第6条 市長は、本市及び推進員の相互の情報交換等を図るため、必要に応じて連絡会を開催するものとする。

(推進員証の交付等)

第7条 市長は、推進員に対し、推進員であることを証明するものとして、倉敷市地域美化推進員証を交付し、腕章を貸与する。

(報償金)

第8条 市長は、倉敷市環境衛生協議会の各支部に対し、倉敷市地域美化推進員制度の推進協力費として、報償金を交付する。

(補償)

第9条 本市は、推進員がその活動中に受けた災害に対して、本市の加入するボランティア活動保険で補てんされる範囲内で補償するものとする。

(解任)

第10条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 担当地区から転出したとき。
- (2) 病気その他の理由により、その役割を果たすことができなくなったとき。
- (3) 推進員としてふさわしくない行為をしたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 倉敷市リサイクル推進員設置要綱(平成9年倉敷市告示第91号)は、廃止する。

2 6 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱

平成11年8月20日告示第339号

(目的)

第1条 この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の施行に伴い、市内の店舗にペットボトルの回収容器(以下「容器」という。)を設置することにより、ごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

(対象となる店舗)

第2条 容器の設置対象となる店舗は、本市に対しペットボトルの回収の協力を申し出た店舗のうち、市長がペットボトルの回収拠点として指定する倉敷市リサイクル協力店(以下「協力店」という。)とする。

(協力店シール)

第3条 市長は、前条の規定により協力店を指定したときは、協力店シールを交付するものとする。

2 協力店は、協力店シールを店頭、人目のつく所等に掲示するものとする。

(設置及び管理)

第4条 市長は、協力店に容器を設置するときは、当該協力店から所定の承諾書を徴しなければならない。ただし、協力店の負担において既に容器を設置している場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承諾書を徴したのちに、当該協力店に容器を設置するものとする。

3 前項の規定により設置した容器の管理は、当該容器の設置を承諾した者(以下「設置承諾者」という。)が行うものとする。

4 市長が設置した容器が破損した場合又は使用に支障が発生した場合は、市長が修繕し、又は取り替えるものとする。ただし、協力店の責めに帰する場合は、この限りでない。

5 設置承諾者は、回収したペットボトルを市長が収集する間、一定の場所に保管しなければならない。

(周知)

第5条 市長は、協力店について、市民に周知を行うものとする。

(収集業務)

第6条 市長は、容器に係る収集業務を、原則として週2回行うものとする。ただし、収集回数は、回収量等により増減するものとする。

2 市長は、前項の規定により収集したペットボトルを、あらかじめ指定した場所に搬入するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、容器の設置及び管理の状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるものとする。

(設置の廃止)

第8条 設置承諾者は、容器の設置を廃止しようとする場合においては、廃止する日の30日前までに、所定の廃止届を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

2 7 倉敷市環境衛生改善事業補助金交付要綱

昭和44年7月30日告示第99号

(最終改正) 平成26年4月1日

倉敷市環境衛生改善事業補助要綱（昭和43年倉敷市告示第159号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本市内の環境衛生の改善整備を図るため、倉敷市環境衛生改善地区（以下「改善地区」という。）が行う事業のうち、ごみステーションの新設、大規模修繕若しくはその他の修繕（以下「整備」という。）、水道設備の新設又は器具等の購入に必要な経費に対し、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 屋根、床、戸又は囲いのうち、その全部又は一部によつて構成されたごみを集積するための施設をいう。
- (2) 大規模修繕 次に掲げる行為をいう。
 - ア 面積の拡張
 - イ 屋根、戸又は囲いの新設
 - ウ 屋根、床、戸又は囲いの全面修繕
- (3) その他の修繕 大規模修繕を伴わない修繕をいう。
- (4) 水道設備 ごみステーション及びその周辺の清潔を保持するための清掃活動に用いる給水装置をいう。
- (5) 器具等 共同清掃用器具及び共同防疫用噴霧機をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、改善地区とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該改善地区を管轄する倉敷市環境衛生協議会支部を補助対象者とすることができる。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、器具等の購入に係る補助金の額については、この限りでない。

（補助の制限）

第5条 ごみステーションの整備に係る補助金の交付は、1年度において1施設につき1回限りとする。

（補助申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の承認）

第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、速やかにその内容を調査し、適当と認めるときは、所定の通知書に

より申請者に通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は当該補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の変更等申請書をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容を変更する場合で、補助金の額に変更が生じないときは、この限りでない。

（工事完了の確認）

第8条 補助事業者は、ごみステーションの整備又は水道設備の新設の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出てその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は前条の書類の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、所定の通知書により補助金を交付するものとする。ただし、第8条の規定による届出があつた場合で、補助事業者に資金がない等必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（精算交付）

第11条 補助対象者は、器具等の購入に係る補助対象事業について、規則第13条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 器具等の購入に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指導）

第12条 市長は、この要綱により改善地区が実施する事業について、必要な指導又は指示を行うものとする。

（帳簿等の保存）

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和44年度の補助事業に対する補助金から適用する。

附 則（平成26年4月1日告示第227号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1 ごみステーション整備 （新設又は大規模修繕）	材料費、人件費、運送費、ごみステーション新設予定地の土地整備費用並びに既存のごみステーションの解体及び撤去費用その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2。ただし、1件につき250,000円を限度とする。
2 ごみステーション整備 （その他の修繕）	同上	補助対象経費から50,000円を差し引いた額の3分の2。ただし、1件につき250,000円を限度とする。
3 水道設備の新設	材料費、人件費、運送費、水道利用加入金、設計審査手数料及びしゅん工検査手数料その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2。ただし、1件につき150,000円を限度とする。
4 共同清掃用器具の購入	共同清掃用器具の購入費	補助対象経費の2分の1。ただし、1会計年度につき50,000円を限度とする。
5 共同防疫用噴霧機の購入	共同防疫用噴霧機の購入費	補助対象経費の3分の2。ただし、1会計年度につき100,000円を限度とする。

28 倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱

平成22年8月19日告示第486号

(目的)

第1条 この要綱は、創意工夫によりマイバッグ・マイ箸^{はし}の使用を推進し、使い捨てのレジ袋又は割り箸^{ばし}の使用を抑制している事業所等を倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、市民、事業者及び本市の3者が協働して、積極的にマイバッグ・マイ箸^{はし}の使用に努め、ごみの減量及び資源の有効活用の推進を図り、もって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(対象協力店)

第2条 協力店として認定の対象となる事業所等は、市内に店舗を有する事業所等のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれかの方法によりマイバッグの使用を推進する手段を講じていると市長が認める事業所等
 - ア レジ袋の無料提供の自粛
 - イ マイバッグの持参者に対するポイント等の特典の付与
 - ウ マイバッグの持参の呼び掛け等による啓発活動
- (2) 次のいずれかの方法によりマイ箸^{はし}の使用を推進する手段を講じていると市長が認める事業所等
 - ア 割り箸^{ばし}の無料提供の自粛
 - イ リユース箸^{はし}（洗浄、乾燥その他の衛生管理措置を施し再使用できる形態の箸^{はし}をいう。）の使用
 - ウ マイ箸^{はし}の持参者に対するポイント等の特典の付与
 - エ マイ箸^{はし}の洗浄場所の提供又は洗浄サービスの実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるもの

(申請)

第3条 協力店として認定を受けようとする事業所等の代表者は、所定の認定申請書を市長に提出しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、協力店として認定するものとする。

- 2 市長は、協力店に対し、倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店認定証（以下「認定証」という。）及び協力店である旨を表示した掲示物（以下「掲示物」という。）を交付する。
- 3 協力店は、認定証及び掲示物を店頭に掲示するものとする。

(協力店の役割)

第5条 協力店は、創意工夫によりレジ袋又は割り箸^{ばし}の使用を抑制する手段を講じることにより、マイバッグ・マイ箸^{はし}運動の推進を図り、ごみの減量化及び資源の有効活用に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、マイバッグ・マイ箸^{はし}の使用推進について有効な施策を展開し、市民に広く周知することにより、協力店の取組を支援し、循環型社会の構築に努めるものとする。

(変更届)

第7条 協力店の代表者は、認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長へ届け出なければならない。

(調査等)

第8条 市長は、協力店の取組状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、前条の調査又は報告により協力店として不適当と認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第10条 協力店の認定を辞退しようとする協力店の代表者は、所定の認定辞退届を市長に提出しなければならない。

(認定証等の返還)

第11条 前2条の規定により協力店でなくなった事業所等の代表者は、遅滞なく認定証及び掲示物を市長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

29 倉敷市ふれあい収集実施要綱

平成25年4月19日告示第280号

（目的）

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物を自らごみステーションまで持ち出すことが困難である世帯を対象に行う戸別収集（以下「ふれあい収集」という。）を実施するとともに、希望者の安否確認を行い、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（収集する廃棄物）

第2条 ふれあい収集により収集する廃棄物は、一般家庭から排出される倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する燃やせるごみ、資源ごみ、埋立ごみ及び使用済乾電池（以下「ごみ等」という。）とする。

（対象世帯）

第3条 ふれあい収集の対象は、市内に在住し、在宅で生活している次の各号のいずれかに該当する者のみで構成され、かつ、親族、近隣住民等の協力を得ることができず、ごみ等を自らごみステーションまで持ち出すことが困難である世帯とする。

- （1） 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護状態区分が要介護3以上と認定された者
- （2） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、視覚障害又は肢体不自由の程度が1級又は2級に該当する者
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

（申請）

第4条 ふれあい収集を利用しようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該者が前項第1号に該当するときは、当該者の親族、介護支援専門員、訪問介護員、民生委員等その者の介護に関わる者を経由するものとする。

2 ふれあい収集を利用しようとする者が集合住宅に居住している場合は、当該者が当該集合住宅の管理者等と協議し、了解を得た上で申請しなければならない。

（調査及び決定）

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、世帯の状況、ごみ等を収集する場所等の調査を行い、これを基にふれあい収集の適否を決定し、その旨を所定の通知書により通知するものとする。

（ごみ等の排出方法等）

第6条 ふれあい収集の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則第2条に規定する分別方法により分別し、市長が指定する日に指定する時間までに指定する場所（以下「指定場所」という。）へごみ等を持ち出すものとする。

（収集方法）

第7条 ふれあい収集に従事する職員（以下「収集職員」という。）は、原則として週1回指定場所に持ち出されたごみ等を収集するものとする。

（安否の確認）

第8条 収集職員は、収集時の声掛けを希望する利用者であって、市長が必要と認めるものに対し、声掛けを実施するものとする。この場合において、利用者が声掛けに応じない等の異常が認められる場合は、速やかに一般廃棄物対策課へ報告するものとする。

- 2 前項後段の規定により報告を受けた一般廃棄物対策課は、直ちに、当該利用者に係る緊急連絡先及び関係機関に情報の提供を行うものとする。

(変更等の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、又は生じると見込まれるときは、速やかに、所定の内容変更・中止届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 入院、施設入所等により、ふれあい収集を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第3条に規定するふれあい収集の対象世帯に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい収集の実施に当たり、必要と認められる事項に変更が生じたとき。

(廃止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、ふれあい収集を廃止することができるものとする。

- (1) 前条第2号の規定による届出によりふれあい収集を一時的に中止している場合で、その期間が6月を超えるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、ふれあい収集の利用の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な理由なく前条に規定する届出を怠ったことが判明したとき。
- (4) 第3条に規定するふれあい収集の対象世帯に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がふれあい収集を実施することが不適當であると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 0 倉敷市家庭用品再利用銀行業務実施要領

(目的)

- 1 一般家庭において使用しなくなった家庭用品で、再利用できる物品についての情報を収集し、当該家庭用品を希望する家庭に情報を提供する事により、市民の消費生活上の利便を図るとともに限りある資源の節約、再利用等の意識を高め、有効活用を促進することを目的とする。

(名称)

- 2 倉敷市家庭用品再利用銀行とする。

(担当課)

- 3 この業務は、リサイクル推進センター（クルクルセンター）において担当する。

(登録対象家庭用品)

- 4 この業務において、取り扱う家庭用品は、一般家庭内に埋もれている再利用可能なものとし、おおむね家具、什器類、自転車等軽機械類、電気・ガス器具類、スポーツ用品、玩具、娯楽用品、楽器類、書籍・学用品及びその他耐久家庭用品類とする。ただし、法令等で交換、販売が禁止されているか、これに準ずるもの（医薬品、タバコ、酒類）、日常の消費生活に不向きなもの（貴金属、装身具、装飾品）、食料品その他家庭用品交換に適さないものは取扱わないものとする。

(制約事項)

- 5 家庭用品再利用は、営利又は転売を目的としないこと。

(利用対象者)

- 6 この制度の利用対象者は、倉敷市民とする。

(登録申込)

- 7 家庭用品の提供希望者及び譲受希望者は直接又は電話等により、次の事項を担当課まで申出るものとする。
 - (1) 住所、氏名、電話番号
 - (2) 品名、型式、規格、品質等
 - (3) 購入年月又は消耗程度
 - (4) 提供又は譲受希望価格
 - (5) その他希望条件

(登録処理及び周知の方法)

- 8 家庭用品提供及び譲受の申し出があったときは、担当課において、所定の台帳に登録するとともに提供及び譲受希望品については、適当な方法で市民に周知を図るものとする。

(登録有効期間)

- 9 登録有効期間は、おおむね3か月とし、その期間を経過しても当該登録品の取引が成立しないときは、台帳から抹消するものとする。

(担当課の役割)

- 10 担当課において、双方の条件がおおむね一致すると認めたときは、当事者双方にその旨を通知するものとする。

(取引の方法)

- 1 1 前項の規定により、通知を受けた場合、現品取引の協議はすべて当事者双方の責任において行うものとし、その結果については速やかに担当課に報告するものとする。

(問題等の処理)

- 1 2 現品の譲渡完了後において、故障、欠陥、破損、その他当事者間に問題が発生したときは、当事者双方で協議解決するものとし、市はその責を負わないものとする。

(その他)

- 1 3 この要領に定めるもののほか、家庭用品再利用銀行業務実施について必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年4月13日から施行する。

3 1 平成30年7月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の 公費による撤去等に関する要綱

平成30年10月30日告示第659号

(最終改正) 令和元年6月11日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する平成30年7月豪雨（以下「豪雨」という。）により損壊した被災建築物及び被災工作物等（以下「被災建造物」という。）並びに被災民有地内に流入した災害等廃棄物について、当該被災建造物又は被災民有地の所有者の申請に基づき、公費により市が解体、撤去及び処分（以下「撤去等」という。）を実施することにより、生活環境の保全上の支障を除去し、もって二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物 豪雨により損壊した不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア リ災証明書又は被災証明書（市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があるもの

(2) 被災工作物等 豪雨により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されるものをいう。

(3) 災害等廃棄物 豪雨により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。

(4) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地であり、かつ、個人又は事業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。）が所有する本市の区域内に存する土地（居住又は事業のための建物の用に供するものに限る。）であって、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

(撤去等の申請)

第3条 被災建造物又は災害等廃棄物の公費による撤去等を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の申請書に次に掲げる書類（災害等廃棄物の撤去等のみを申請する場合は、第1号、第2号、第4号及び第5号を除く。）を添えて、令和元年12月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 被災建築物に係るリ災証明書又は被災証明書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 身分証明書の写し
- (4) 被災建造物の配置図
- (5) 被災建築物に係る全部事項証明書（建物が登記されていない場合は、固定資産税評価・課税証明書等）
- (6) 被災建造物又は被災民有地の被災状況が分かる写真等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(撤去等の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る撤去等を実施することが適当であると認めるときは、所定の決定通知書を当該申請者に通知した後、被災建造物又は災害等廃棄物の

撤去等を実施するものとする。

（撤去等の費用）

第5条 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等にかかる費用は、市が負担する。

2 被災工作物等の撤去等に係る費用は、被災建築物の撤去等に伴い撤去するものに限り、市が負担する。ただし、市長が被災工作物等のみの撤去が必要と認めたときは、この限りでない。

（遵守事項）

第6条 第4条の規定による決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の実施前までに当該被災建造物内の家財等を搬出すること。ただし、被災建造物の倒壊その他やむを得ない事情により、立入り及び搬出ができない場合又は危険を伴う場合は、この限りでない。
- （2） 被災建造物の撤去等に伴い、浄化槽の清掃、便槽の消毒及び被災建造物に付帯する水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、配線等の除去工事並びにこれらに伴う諸手続きが必要な場合は、それぞれの事業者等に対し必要な手続きを撤去等の実施までに完了すること。
- （3） 他者の所有に係る財物を併せて廃棄しないこと。
- （4） 虚偽の申請を行わないこと。
- （5） 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の実施に当たり、隣接地の掘削又は立入りが必要となったときは、隣接地の所有者の同意を得ること。
- （6） 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。

（管理事務の委託）

第7条 市は、この要綱に基づく撤去等に伴い生じる管理その他の事務を、法人に委託することができる。

（適用除外等）

第8条 この要綱の規定は、庭木、庭石の類の撤去（被災建造物又は災害等廃棄物の撤去の作業上、必要と認められるものを除く。）については、適用しないものとする。

2 第6条第4号の規定に反し、虚偽の申請によって市に建築物又は工作物の撤去等を行わせようとしたことが判明した場合には、公費による撤去等を行わないものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年8月6日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第188号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月11日告示第426号）

この要綱は、告示の日から施行する。

32 平成30年7月豪雨災害に係る被災建築物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱

平成30年10月30日告示第660号

(最終改正) 平成31年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する平成30年7月豪雨（以下「豪雨」という。）により損壊した被災建築物又は被災工作物等（以下「被災建築物」という。）並びに被災民有地内に流入した災害等廃棄物について、市が解体、撤去及び処分（以下「撤去等」という。）を実施する前に、生活環境の保全上の支障を除去するため、被災建築物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対し、要した費用を償還するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物 豪雨により損壊した不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111条に規定する建物（事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。）で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア リ災証明書又は被災証明書（市長が発行するものをいう。以下同じ。）の被害状況が全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があったもの

(2) 被災工作物等 豪雨により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあったもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されたものをいう。

(3) 災害等廃棄物 豪雨により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。

(4) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地であり、かつ、個人又は事業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等に限る。）が所有する本市の区域内に存する土地（居住又は事業のための建物の用に供するものに限る。）であって、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあったものをいう。

(償還の対象)

第3条 この要綱に基づく償還の対象は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当するものについて、自らの費用負担により撤去等を行ったもののうち、生活環境の保全上の支障を除去するため必要があったと市長が認めたものとする。ただし、平成30年11月12日までに、自らの費用負担による撤去等に係る業者（以下「撤去業者」という。）との契約が締結されたものに限る。

2 庭木、庭石の類の撤去（被災建築物又は災害等廃棄物の撤去の作業上、必要と認められるものを除く。）については、この要綱に基づく償還の対象としない。

3 この要綱に基づく償還の対象となる被災建築物の撤去等は、被災建築物の全てについて行ったものとし、一部の撤去等は償還の対象としない。

4 償還の対象となる経費は、被災建築物又は災害等廃棄物の撤去等に係る次に掲げる経費とする。

(1) 上屋解体費

(2) 基礎部分解体費（上屋解体に伴うものに限る。）

(3) 付属物等撤去費（上屋解体に伴うものに限る。）

(4) 廃棄物処理費（収集運搬及び処分に係る経費）

(5) その他市長が必要と認めた経費

- 5 前項各号に定める各経費について、別に定める基準額を基礎として積算した額と、費用の償還を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が撤去業者に支払った撤去等の費用とを比較して、少ない方の額を償還の上限額とする。

(償還の申請)

第4条 申請者は、所定の申請書に次に掲げる書類（災害等廃棄物の撤去等のみを実施した場合は、第1号、第3号から第5号まで及び第9号を除く。）を添えて、平成31年3月31日（次項において「申請期限」という。）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 被災建築物に係る被災証明書又は被災証明書
- (2) 身分証明書の写し
- (3) 被災建造物の配置図
- (4) 被災建築物に係る全部事項証明書（建物が登記されていない場合は、固定資産税評価・課税証明書等）
- (5) 被災建造物又は被災民有地の被災状況及び現況が分かる写真等
- (6) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の費用に係る領収書の写し
- (7) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の費用に係る内訳書の写し
- (8) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等に係る施工写真
- (9) 撤去業者が作成した被災建造物の解体証明書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、申請期限までに申請書を提出することが困難な場合で、遅延理由書及び平成30年11月12日までに撤去業者と契約を締結したことが確認できる書類等を申請期限までに提出し、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、申請期限後に申請することができる。

(管理事務の委託)

第5条 市は、この要綱に基づく撤去等に伴い生じる管理その他の事務を、法人に委託することができる。

(償還の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る償還を実施することが適当であると認めるときは、所定の償還決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(償還決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。
- 2 市長は、前項の規定により償還の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に償還金の支払いが完了しているときは、その返還を命ずるものとする。

(償還金の支払い)

第8条 第6条の規定による償還決定通知を受けた者は、速やかに所定の請求書により市長に償還金の支払いを請求し、市長はこれに基づき償還金を支払うものとする。

(延滞金)

第9条 申請者は、償還金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年8.90パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該償還金の交付を受けた申請者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年8月6日から適用する。

附 則 (平成31年3月29日告示第189号)

この要綱は、告示の日から施行する。

3 3 令和2年度 倉敷市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）第7条の規定に基づき、令和2年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和2年4月1日

倉敷市長 伊 東 香 織

1 処理区域 倉敷市全域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（処理計画量）

(1) ごみ

倉敷市区域

単位：t/年

収集形態	処理計画量	市外からの搬入計画量	合計
家庭ごみ（市収集、直接搬入）	96,095	-	96,095
事業ごみ等（許可収集、直接搬入）	74,342	7,189	81,531
合計	170,437	7,189	177,626

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥及び トイレ・サニタリー汚泥	合計
市収集、許可収集	21,544	65,184	86,728

② 旧船穂町区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥	合計
許可収集	976	1,333	2,309

③ 旧真備町区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥	合計
許可収集	2,862	8,639	11,501

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

基本的理念	(1) 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制（5Rの実践、特に2R）
	(2) 環境教育の充実
	(3) 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理

(1) 排出抑制のための取組み施策

No.	施策	新規・継続	実施区分
1-01	排出抑制アイデアの募集	新規	準備
1-02	ごみステーションでの目標見える化事業	継続	継続
1-03	生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	継続	拡大
1-04	生ごみ資源化事業の推進	継続	拡大
1-05	水切りの徹底	継続	強化
1-06	マイバッグ・マイ箸運動の推進	継続	拡大
1-08	倉敷市家庭用品再利用銀行の支援	継続	継続
1-10	段ボール堆肥の紹介	継続	継続
1-11	食品残渣の減量	継続	拡大
1-13	集合住宅入居者による取り組み	新規	準備
1-14	マイボトル持参運動の検討と試行	新規	準備
1-15	事業ごみ処理手数料増額改定の可能性の検討	継続	継続
1-16	一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導	継続	拡大

(2) 再資源化のための取組み施策

No.	施策	新規・継続	実施区分
2-01	リサイクルに関するアイデアの募集	新規	準備
2-02	分別徹底の推進	継続	強化
2-03	外国人への分別徹底の推進	継続	拡大
2-04	ごみステーションでの目標見える化事業	継続	継続
2-05	ペットボトル回収の充実	継続	拡大
2-07	ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	継続	拡大
2-10	廃食用油燃料化事業の拡大	継続	拡大
2-11	事業ごみの適正処理指導	継続	強化
2-12	事業系紙類のリサイクル推進	継続	強化
2-13	事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	継続	拡大
2-14	事業系びん類の搬入停止	継続	強化

(3) 環境教育のための取組み施策

No.	施策	新規・継続	実施区分
3-01	夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度	継続	継続
3-02	優良・優秀な事業所の表彰制度	新規	準備
3-03	ごみ処理等施設見学会の開催	継続	継続
3-04	環境教育メニューの提供	継続	継続
3-05	市で行う他のイベント・学習会での講座	継続	継続
3-06	出前講座の推進	継続	継続
3-07	ごみトーク（意見交換会）の開催	継続	継続
3-09	環境副読本の作成	継続	継続
3-11	リサイクル研修・体験講座	継続	継続

(4) 情報提供のための取組み施策

No.	施策	新規・継続	実施区分
4-01	クルクルセンターを拠点とした啓発	継続	継続
4-02	広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	継続	継続
4-03	暮らしとごみ展の開催	継続	継続
4-04	リサイクルフェアの開催	継続	継続
4-05	ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	継続	継続
4-06	インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	継続	拡大
4-07	清掃指導員の配置継続	継続	強化

(5) その他の取組み施策

No.	施策	新規・継続	実施区分
5-01	子育て世代のごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布	継続	準備
5-02	エコショップ、エコレストランの推進	新規	準備
5-03	特定非営利法人（NPO）との協働	新規	準備
5-04	環境物品等の使用促進	継続	継続
5-05	不法投棄対策	継続	継続
5-06	市民の自主的な取り組みを奨励する制度の実施	継続	継続
5-07	環境マネジメントシステムの紹介	継続	継続
5-08	5 R 推進事業優良事業者表彰の実施	継続	継続

4 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに処理方法及び処理主体

(1) ごみ

① 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、市民の5種14分別収集への協力により、ごみの減量・資源化と適正処理及び処理施設の延命化を図る。

倉敷市区域			種類	処理計画量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(1))	処理方法	処理主体
市収集	燃やせるごみ			82,678	ステーション収集 週 2 回 ※ふれあい収集 週 1 回	市(直営、委託)	・倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(PFI事業) ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設組合清掃工場 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	ガス化溶融処理による資源化、 焼却(残渣は資源化、一部埋立)	市(委託) 一部事務組合
	資源ごみ	紙・布類(5分別)・トレイ		1,224	ステーション収集 月 1 回 ※ふれあい収集 週 1 回		・再生資源業者 ・資源選別所 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	資源化	民間ルート
		ペットボトル		261					法ルート
		金属類		762					民間ルート
		びん類(3分別)		1,942					民間ルート
		小計		4,190					
	埋立ごみ			1,436		・東部埋立事業所 ・船穂町不燃物処分場 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	直接埋立、 破砕後埋立	市(直営) 一部事務組合	
	粗大ごみ			1,047	申込制による 戸別有料収集	市(委託)	・東部埋立事業所 ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設組合清掃工場 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	破砕後資源化・焼却・埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合 法ルート
	使用済乾電池			92	ステーション収集 随時 ※ふれあい収集 週 1 回	市(直営、委託)	・井津井最終処分場(仮置) ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	資源化	民間ルート
	ペットボトル			401	拠点回収	市(委託)	・倉敷リサイクルセンター(委託施設) ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター		法ルート
	その他	廃食用油(一部地区)		13	拠点回収	市民、市(委託)	・倉敷市リサイクル推進センター		市(直営)
		生ごみ(船穂町区域)		150	戸別収集(協力家庭)	市(委託)	・船穂町堆肥センター		市(委託)
合計				90,006					
直接搬入	粗大ごみ			3,124	自己持込	排出者	・各環境センター ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設組合清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	破砕後、 資源化・ 焼却・埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合 法ルート
	資源ごみ			2,965			・各環境センター	資源化	民間ルート 法ルート
	燃やせるごみ 埋立ごみ			(事業ごみに含む)			・各環境センター ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設組合清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター	焼却(残渣は資源化、一部埋立) 埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合
	合計			6,089					
総計				96,095					

注) 真備地区は、紙・布類(4分別)、白色トレイ、体温計を分別している。

※) 倉敷市ふれあい収集実施要綱(平成25年告示第280号)に基づき実施する。

- ② 事業活動に伴って排出される一般廃棄物
事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。
自ら処理できない場合には、排出者は、自ら処理施設へ搬入するか、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

倉敷市区域

種 類		処理計画量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(1))	処理方法	処理主体
許可収集	可燃物	47,154	戸別収集	許可業者	・ 水島清掃工場 ・ 倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・ 総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	焼却(残渣は 資源化、一 部埋立)	市 (委託) 一部事務組合
	不燃(埋立)物	98			・ 東部埋立事業所 ・ 総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	破碎後、資 源化・埋立	市 (直営) 一部事務組合
	合 計	47,252					
直接搬入※	可燃物	26,915	自己持込	許可業者 排出者	・ 水島清掃工場 ・ 倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・ 総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	焼却(残渣は 資源化、一 部埋立)	市 (委託) 一部事務組合
	不燃(埋立)物	175			・ 東部埋立事業所 ・ 総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	破碎後、資 源化・埋立	市 (直営) 一部事務組合
	合 計	27,090					
	総計	74,342					

※ 直接搬入には、一部家庭ごみ、下水汚泥、浄化槽汚泥を含む。

③ 市外から搬入される一般廃棄物

〔浅口市金光町(一部事務組合分)、早島町(受託処理分)から搬入〕

種類	処理計画量(t/年)	搬入方法	収集運搬主体	搬入先(詳細6(1))	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	7,189	直接搬入	浅口市、早島町 許可業者 排出者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	焼却(残渣は 資源化、一 部埋立)	市(直営) 一部事務組合

- ④ 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物
次の品目のものを一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、別に量を定めて受入れを行なう。
ア リサイクルが困難な布
イ 発泡スチロール
ウ 農業用廃プラスチックフィルム
エ 小規模建設業者の木くず

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

種類	処理計画量(kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先(詳細6(2))	処理方法	処理主体
し尿	21,544	戸別収集、 業者ごとに許可 した区域	許可業者17者、 市(直営(児島地 区))	・水島し尿処理場 ・児島下水処理場 ・玉島し尿処理場 ・備南衛生施設組合 清鶴苑	前処理後 下水との 混合処理 を基本	市(直営) 一部事務組合
浄化槽汚泥	65,184		許可業者18者	・白楽町し尿処理場 ・水島し尿処理場 ・児島下水処理場 ・備南衛生施設組合 清鶴苑		

② 旧船穂町区域

種類	処理計画量(kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先(詳細6(2))	処理方法	処理主体
し尿	976	戸別収集、 許可した区域	許可業者1者	・玉島し尿処理場	前処理後 下水との 混合処理 を基本	市(直営)
浄化槽汚泥	1,333		許可業者1者	・白楽町し尿処理場		

③ 旧真備町区域

種類	処理計画量(kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先(詳細6(2))	処理方法	処理主体
し尿	2,862	戸別収集、 許可した区域	許可業者1者 市(委託)	中継槽に貯留(許可業者) 後、アクアセンター吉備 路へ	膜分離高 負荷生物 脱窒素処 理方式	一部事務組合
浄化槽汚泥	8,639					

5 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ

① 焼却処理施設(ガス化溶融炉含む)

施設名	所在地	処理能力	処理方式
水島清掃工場	水島川崎通1-1-4	300t/24h (150t/24h×2炉)	全連続式ストーク炉
西部清掃施設組合 清掃工場 (一部事務組合)	玉島道越888-1	180t/24h〔うち本 市分162t/24h〕 (90t/24h×2炉)	全連続式流動床 炉
資源循環型 廃棄物処理施設 (PFI施設)	水島川崎通1-14-5	555t/24h〔うち本 市分303t/24h〕 (185t/24h×3炉)	全連続式ガス化 溶融炉 (ガス化改質方式)
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	180t/24h〔うち 本市分50t/24h〕 (90t/24h×2炉)	全連続式流動床 炉

② 環境センター(受入施設、直営収集基地)

施設名	所在地
倉敷環境センター	白楽町424
水島環境センター	水島川崎通1-1-110
児島環境センター	児島小川町3697-4
玉島環境センター	浅口市金光町八重317

③ 資源化、破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式
資源選別所	水島川崎通1-18	15t/日	びん類手選別
東部粗大ごみ 処理場	二子1917-4	80t/日	粗大ごみ2段式破碎4種選別処理
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	36t/日	資源ごみ手選別 粗大ごみ2段式破碎4種選別処理

④ 最終処分場

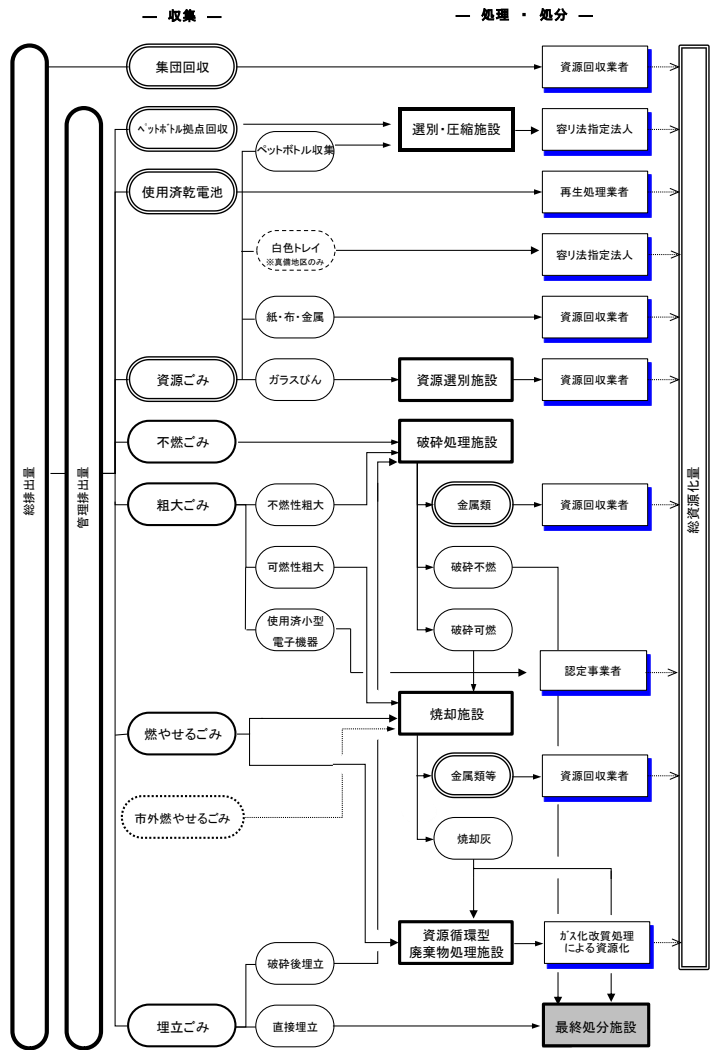
施設名	所在地	埋立容量	埋立対象物
東部最終処分場 (2期)	二子1917-4	330,000㎡	埋立ごみ、焼却残渣、破碎残渣

(2) し尿、浄化槽汚泥等

施設名	所在地	処理能力	処理方式
白楽町し尿処理場	白楽町424	240kl/日	前処理＋汚泥処理
水島し尿処理場	水島川崎通1	128kl/日	前処理
児島下水処理場	児島小川町3670	85kl/日	直接投入
玉島し尿処理場	玉島乙島8255	70kl/日	前処理
備南衛生施設組合 清鶴苑 (一部事務組合)	茶屋町1919	80kl/日	低希釈二段活性汚泥法 高度処理＋抗火石漬床
総社広域環境施設組合 アファセンター吉備路 (一部事務組合)	総社市窪木1101	90kl/日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式(浄化槽汚泥 対応型)＋活性炭

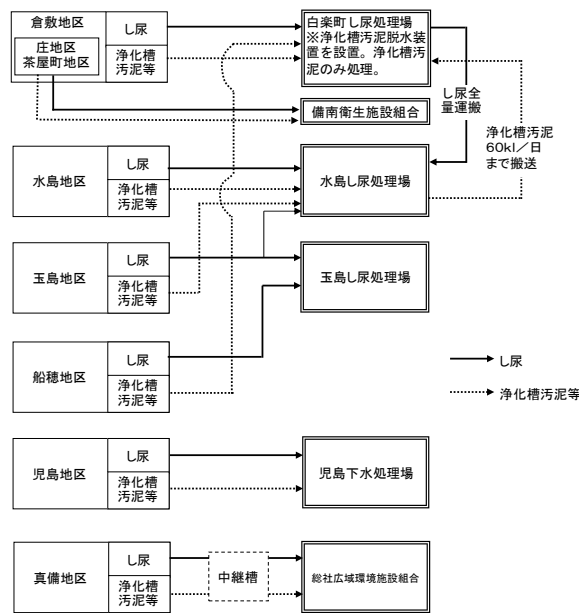
6 一般廃棄物の処理の体系

(1) ごみ



※真備地区は「燃やせるごみ」を「燃えるごみ」、「埋立ごみ」を「燃えないごみ」に読み替える。

(2) し尿、浄化槽汚泥等



3 4 令和元年度 ごみ処理事業実績

令和元年度ごみ処理事業実績集計表(No. 1) 収集編

1-1 排出量

単位:t

区 分		全 市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
収 集	燃やせるごみ	84,046.62	M水西 24,299.64	M水西 15,374.07	M水西 15,615.15	水 12,964.93	西 11,283.64	西 1,248.58	吉 3,260.61
	資源ごみ	4,086.38	資 1,155.78	資 708.07	資 670.48	資 655.28	資 682.82	資 73.92	吉 140.03
	不燃ごみ	93.66	東粗 0.00	―――	東粗 0.00	東粗 0.00	東粗 0.00	―――	吉 93.66
	埋立ごみ	1,343.16	東粗・東終 260.20	東粗・東終 135.51	東粗・東終 482.47	東粗・東終 221.50	東粗・東終 230.70	船不 12.78	―――
	粗大ごみ	286.30	東粗 155.68	―――	東粗 64.17	東粗 34.56	東粗 31.89	―――	―――
	使用済乾電池	89.46	井 19.32	井 17.08	井 18.90	井 17.78	井 14.74	井 1.64	―――
	計	89,945.58	25,890.62	16,234.73	16,851.17	13,894.05	12,243.79	1,336.92	3,494.30
許可業者	燃やせるごみ	48,038.45	―――	―――	水 42,189.43	―――	西 4,903.06	西 231.42	714.54
	不燃ごみ	98.86	東粗 93.84	―――	―――	―――	―――	―――	5.02
	埋立ごみ	0.00	東終 0.00	―――	―――	―――	―――	―――	―――
	計	48,137.31	93.84	0.00	42,189.43	0.00	4,903.06	231.42	719.56
直接搬入	燃やせるごみ	22,541.38	水 2,054.53	―――	水 13,980.76	水 992.60	西 3,801.74	西 261.74	吉 1,450.01
	資源ごみ	2,991.22	資 1,349.57	―――	資 516.34	資 681.43	資 443.88	―――	―――
	不燃ごみ	30.31	東粗 6.41	―――	―――	―――	―――	―――	吉 23.90
	埋立ごみ	139.85	東終 139.05	―――	―――	―――	―――	船不 0.00	東終 0.80
	粗大ごみ	3,149.68	東粗 728.36	―――	東粗 792.90	東粗 510.81	東粗 467.89	船粗 0.00	吉 649.72
	小型家電	763.71	認 318.12	―――	認 153.06	認 139.96	認 120.59	―――	認 31.98
	計	29,616.15	4,596.04	―――	15,443.06	2,324.80	4,834.10	261.74	2,156.41
拠点回収	ペットボトル	386.77	リ 386.77	―――	―――	―――	―――	―――	―――
	計	386.77	386.77	―――	―――	―――	―――	―――	―――
全部門合計	燃やせるごみ	154,626.45	26,354.17	15,374.07	71,785.34	13,957.53	19,988.44	1,741.74	5,425.16
	(焼却・ガス化処理量)	(163,035.83)	3-1 焼却・ガス化溶融処理量のうち、MEWIに搬入された水島清掃工場と西部清掃工場の焼却灰と市外の量を除く						
	資源ごみ	7,077.60	2,505.35	708.07	1,186.82	1,336.71	1,126.70	73.92	140.03
	不燃ごみ	222.83	100.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	122.58
	埋立ごみ	1,483.01	399.25	135.51	482.47	221.50	230.70	12.78	0.80
	粗大ごみ	3,435.98	884.04	0.00	857.07	545.37	499.78	0.00	649.72
	小型家電	763.71	318.12	―――	153.06	139.96	120.59	0.00	31.98
	使用済乾電池	89.46	19.32	17.08	18.90	17.78	14.74	1.64	―――
	ペットボトル(拠点)	386.77	386.77	―――	―――	―――	―――	―――	―――
	総排出量	168,085.81	30,967.27	16,234.73	74,483.66	16,218.85	21,980.95	1,830.08	6,370.27

総処理量 (176,495.19) ← リサイクル率算出の際に使用する値

〔※枠内の文字は搬入先〕

単位:t

水:水島清掃工場
西:西部清掃工場
M:水島ワークス
吉:吉備路クリーンセンター
資:再生資源業者、資源選別所
井:井津井最終処分場(資源化へ)
リ:倉敷リサイクルセンター
東粗:東部粗大ごみ処理場
船粗:船穂町粗大ごみ置場
東終:東部最終処分場
船不:船穂町不燃物処分場
真不:真備町不燃物投入場
認:使用済小型家電認定事業者

1-2 家庭ごみ前年対比

前年度対比		R1排出量		H30排出量
		(全市)	対前年度増減比	(全市)
家庭ごみ計	燃やせるごみ	84,046.62	+0.4%	83,703.96
	資源ごみ	7,077.60	+0.4%	7,048.69
	不燃ごみ	93.66	▲11.6%	105.91
	埋立ごみ	1,343.16	+0.9%	1,331.25
	粗大ごみ	3,435.98	+9.0%	3,153.50
	使用済小型家電	763.71	+20.0%	636.33
	使用済乾電池	89.46	▲4.3%	93.47
	ペットボトル(拠点)	386.77	+2.4%	377.62
	総排出量	97,236.96	+0.8%	96,450.73

1-3 事業ごみ前年対比

前年度対比		R1排出量 (全市)	対前年度増減比	H30排出量 (全市)
事業ごみ計	燃やせるごみ	70,579.83	+1.1%	69,805.52
	不燃ごみ	129.17	▲22.1%	165.75
	埋立ごみ	139.85	▲28.9%	196.65
	総排出量	70,848.85	+1.0%	70,167.92

家庭ごみ原単位 509g

令和元年度ごみ処理事業実績集計表(No. 2) 資源編

2-1 資源ごみ量(ステーション収集+直接搬入)

単位:t

区 分	全 市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙 類	新聞紙	564.36	218.70	25.54	100.83	111.64	98.71	3.16
	雑誌・雑紙	1,039.46	445.39	25.75	167.26	217.68	173.99	6.48
	段ボール	688.59	268.79	43.29	126.95	107.43	136.99	2.37
	牛乳パック	2.83	0.09	0.20	0.30	1.59	0.58	0.03
	紙類計	(1) 2,295.24	932.97	94.78	395.34	438.34	410.27	12.04
布 類	(2) 1,111.93	441.72	85.30	168.24	211.85	171.75	11.76	21.31
金 属 類	(3) 1,127.59	375.58	146.16	185.15	224.68	168.89	10.12	17.01
び ん 類	2,268.34	694.54	341.07	396.02	393.87	337.82	34.75	70.27
内、蛍光灯	28.84	10.22	2.88	4.84	5.48	4.61	0.30	0.51
ペットボトル	274.17	60.54	40.76	42.08	67.99	37.97	5.25	19.58
トレイ	(4) 0.36	—	—	—	—	—	—	0.36
資源ごみ計	7,077.63	2,505.35	708.07	1,186.83	1,336.73	1,126.70	73.92	140.03

2-1-1 資源ごみ量内訳(ステーション収集)

単位:t

区 分	全 市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙 類	新聞紙	188.94	48.03	25.54	27.88	32.40	46.15	3.16
	雑誌・雑紙	231.64	68.65	25.75	41.07	32.04	54.74	6.48
	段ボール	297.49	91.06	43.29	55.42	26.78	75.80	2.37
	牛乳パック	1.52	0.09	0.20	0.19	0.63	0.34	0.03
	紙類計	719.59	207.83	94.78	124.56	91.85	177.03	12.04
布 類	481.63	166.92	85.30	61.05	56.55	78.74	11.76	21.31
金 属 類	743.67	193.87	146.16	124.04	139.27	113.20	10.12	17.01
び ん 類	1,887.84	526.62	341.07	323.69	315.56	275.88	34.75	70.27
内、蛍光灯	28.84	10.22	2.88	4.84	5.48	4.61	0.30	0.51
ペットボトル	253.32	60.54	40.76	37.15	52.07	37.97	5.25	19.58
トレイ	0.36	—	—	—	—	—	—	0.36
収集資源ごみ計	4,086.41	1,155.78	708.07	670.49	655.30	682.82	73.92	140.03

2-1-2 資源ごみ量内訳(直接搬入)

単位:t

区 分	全 市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙 類	新聞紙	375.42	170.67	0.00	72.95	79.24	52.56	—
	雑誌・雑紙	807.82	376.74	0.00	126.19	185.64	119.25	—
	段ボール	391.10	177.73	0.00	71.53	80.65	61.19	—
	牛乳パック	1.31	0.00	0.00	0.11	0.96	0.24	—
	紙類計	1,575.65	725.14	0.00	270.78	346.49	233.24	0.00
布 類	630.30	274.80	0.00	107.19	155.30	93.01	—	—
金 属 類	383.92	181.71	0.00	61.11	85.41	55.69	—	—
び ん 類	380.50	167.92	0.00	72.33	78.31	61.94	—	—
ペットボトル	20.85	0.00	0.00	4.93	15.92	0.00	—	—
直接搬入資源ごみ計	2,991.22	1,349.57	0.00	516.34	681.43	443.88	0.00	0.00

※船穂・真備はごく少量のためステーション収集に計上

2-2 使用済乾電池量(ステーション収集)

単位:t

区 分	全 市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
使用済乾電池	(5) 89.46	19.32	17.08	18.90	17.78	14.74	1.64	—

2-3 施設資源化量

区 分	全 市	水島エコーズ	東部事業所	西部清掃	資源選別所等	吉備路真備分
ガ 溶 融	メタル	2,803.59	2803.59	—	—	—
	溶融スラグ	10,479.24	10479.24	—	—	—
	ガス	51,944.09	51944.09	—	—	—
	硫黄、塩	659.11	659.11	—	—	—
	ガス化溶融資源計	65,886.04	65,886.04	—	—	—
破 碎	プレス(鉄類)	815.17	—	730.53	—	84.64
	アルミ	38.93	—	26.55	—	12.38
	その他	76.53	—	17.36	—	59.17
焼 却	焼却プレス	59.21	—	—	43.24	15.97
選 別	ビン	2,268.34	—	—	—	2,268.34
	ペットボトル(収集)	274.17	—	—	—	274.17
	ペットボトル(拠点)	386.77	—	—	—	386.77
ガス化溶融を除く資源計		(6) 3,919.12	0.00	774.44	43.24	2,929.28
施設資源化計		(6) 69,805.16	65,886.04	774.44	43.24	2,929.28

2-4 直接資源化量(資源ごみ量(紙類+布類+金属類+トレイ)+使用済乾電池量)

(1)+(2)+(3)+(4)+(5)

【全市】

(7) 4,624.58

2-5 集団回収量

区 分	全 市
紙類	9,980.46
布類	454.77
金属類	655.84
びん類	46.83
その他	33.10
集団回収計	(8) 11,171.00

2-6 小型家電

回収量	(9) 763.71
-----	------------

◎ 総資源化量 リサイクル率

【全市】

(6)+(7)+(8)+(9)

総資源化量	総処理量+集団回収
86364.45	46.0%

(ガス化溶融資源化を除く)

(6)+(7)+(8)+(9)

総資源化量	総排出量+集団回収
20,478.41	11.4%

令和元年度ごみ処理事業実績集計表(No. 3) 焼却処理場, ガス化溶融炉編

単位:t

3-1 焼却, ガス化溶融処理

区 分	合 計	水島工場	西部工場	水島エコワークス	吉備路真備分
稼働日数(日)	-----	654	445	913	-----
稼働延時間(h)	-----	15,588	8,962	-----	-----
搬入量(内訳は3-2)	180,331.05	80,816.03	27,182.14	66,413.55	5,919.33
焼却・ガス化溶融処理量	186,227.48	85,227.71	28,546.93	66,533.51	5,919.33
搬出					
焼却灰発生量	17,401.06	13,791.91	3,002.77	可燃ごみ, 焼却灰分のみ	606.38
金属回収量	59.21	施設資源化量にカウント	43.24	-----	15.97
使用					
灯・重油(L)	100,209	16,539	83,670	-----	-----
電気(kwh)	13,418,762	8,697,320	4,721,442	-----	-----
水(m3)	127,818	51,256	76,562	-----	-----
1日平均焼却量	-----	260.64	128.30	218.61	-----
※					
焼却灰	0.0934	0.1618	0.1052	-----	0.1024
灯・重油(L)	0.5381	0.1941	2.9310	-----	-----
電気(kwh)	72.0558	102.0480	165.3923	-----	-----
水(m3)	0.6864	0.6014	2.6820	-----	-----

※ 焼却処理量1t当たり

(注) 焼却・ガス化溶融処理量は, 搬入量と合わない。(ピット残量調整、貯留分焼却及び自重登録の誤差のため)

総社市最終処分場へ

東部埋立事業所へ

704.26

3-2 焼却処理場, ガス化溶融炉搬入量内訳

単位:t

区 分		合 計	水島工場	西部工場	水島エワークス	吉備路真備分	
燃やせるごみ等	収 集	倉敷(直)	26,354.17	6,840.64	0.00	19,513.53	――――
		倉敷(委)	15,374.07	182.21	0.00	15,191.86	――――
		水島	15,615.15	250.50	1,959.86	13,404.79	――――
		児島	13,957.53	11,744.58	0.00	2,212.95	――――
		玉島	11,283.64	236.69	11,046.95	0.00	――――
		船穂	1,248.58	0.00	1,248.58	0.00	――――
		真備	3,260.61	――――	――――	――――	3,260.61
	(注1) 計	87,093.75	19,254.62	14,255.39	50,323.13	3,260.61	
	許可業者	48,038.45	42,189.43	5,134.48	――――	714.54	
	直接搬入	17,258.98	11,748.92	4,060.05	――――	1,450.01	
	し尿・浄化槽汚泥等	2,235.27	2,231.84	3.43	――――	――――	
	災害可燃ごみ	0.00	――――	――――	――――	――――	
計	154,626.45	75,424.81	23,453.35	50,323.13	5,425.16		
粗 大	可燃粗大	1,569.63	877.31	198.15	――――	494.17	
	破碎可燃	943.32	943.32	0.00	――――	――――	
焼 却 灰	水島工場	13,791.91	――――	――――	13,791.91	――――	
	西部工場	2,298.51	――――	――――	2,298.51	――――	
	計	16,090.42	――――	――――	16,090.42	――――	
市 内 計		173,229.82	77,245.44	23,651.50	66,413.55	5,919.33	

(注1) センター受け分は, 収集に含む。収集編では, 「選別可燃」「し尿・浄化槽汚泥等」とともに直接搬入に含む。

市 外	早 島 町	3,910.61	3,570.59	340.02	-----	-----
	浅口市(金光町)	3,190.62	0.00	3,190.62	-----	-----
	市 外 計	7,101.23	3,570.59	3,530.64	0.00	0.00

市内・市外合計	180,331.05	80,816.03	27,182.14	66,413.55	5,919.33
---------	------------	-----------	-----------	-----------	----------

【参考】災害ごみ処理量(令和元年度分 別掲)

単位:t

区 分	合 計	水島工場	西部工場	水島エコワークス	吉備路真備分
市 内 処 理	可燃ごみ	12,804.92	10,211.84	-----	2,593.08
	不燃ごみ	5.49	-----	-----	5.49
	可燃粗大	3.46	-----	-----	3.46
	不燃粗大	10.82	-----	-----	10.82

令和元年度ごみ処理事業実績集計表(No. 4) 粗大ごみ処理場・最終処分場編

4-1 東部埋立事業所搬入量内訳

単位:t

区 分	全 市	倉敷環境	水島環境	児島環境	玉島環境	水島工場	西部工場	エコワークス	資源選別所
破 砕	不燃ごみ	100.25	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
破 砕	不燃性粗大ごみ	1,829.17	119.36	0.25	0.18	1.88	0.00	0.00	0.00
破 砕	埋立ごみ(破砕)	1,276.71	378.28	466.73	214.22	217.48	0.00	0.00	0.00
破 砕	選別不燃	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計		3,206.13	497.64	466.98	214.40	219.36	0.00	0.00	0.00
直接埋立	埋立ごみ	206.30	17.43	15.74	7.28	26.00	0.00	0.00	3.67
直接埋立	焼却残渣	704.26	0.00	0.00	0.00	0.00	704.26	0.00	0.00
計		910.56	17.43	15.74	7.28	26.00	704.26	0.00	3.67
区 分		粗大委託	許可業者	事業持込	家庭持込	社会福祉	医療ごみ	職員持込	家庭持込(真)
破 砕	不燃ごみ	---	93.84	0.00	0.03	0.13	0.00	6.25	0.00
破 砕	不燃性粗大ごみ	1,598.39	---	0.00	29.67	0.00	0.00	79.44	0.00
埋立	埋立ごみ	---	0.00	0.00	32.76	0.08	14.28	88.26	0.80
計		1,598.39	93.84	0.00	62.46	0.21	14.28	173.95	0.80

4-2 破砕処理

単位:t

区 分	東部粗大ごみ
稼働日数(日)	265
稼働延時間(h)	1,000
搬入量	3,206.13
破砕処理量	3,429.57
搬出量	
鉄 類	730.53
アルミ	26.55
破砕不適物	17.36
破砕可燃	943.32
破砕残渣	1,655.06
搬出量計	3,372.82
使用量	
電気(kwh)	386,700
水(m3)	721
電気(kwh/t)	112.7547
水(m3/t)	0.2102
1日平均破砕量	12.94

区 分	吉備路真備分
不燃ごみ	122.58
不燃性粗大ごみ	155.55
搬入量計	278.13
不燃鉄	40.99
粗大鉄	43.65
不燃アルミ	12.38
粗大アルミ	0.00
破砕不適物	59.17
不燃残渣	134.10
搬出量計	290.29

※ エコワークスの焼却灰は水島工場からの処理不適物(灰)

4-3 最終処分

単位:t

吉備路真備分

区 分	合 計	東部最終	船穂不燃物	真備不燃物	総社最終
ご 埋立ごみ	206.30	206.30	---	---	---
ご 破砕残渣	1,789.16	1,655.06	---	---	134.10
み ごみ処分量計	1,995.46	1,861.36	0.00	0.00	134.10
焼却残渣・焼却灰処分量	1,310.64	704.26	---	---	606.38
最終処分量合計	3,306.10	2,565.62	0.00	0.00	740.48

埋立ごみで破砕処理が適当なものは、粗大ごみ処理場で破砕後、埋立処理。

◎ 最終処分率

最終処分量/総排
出量・集団回収量
1.8%

⇔

ごみ処理基本計画R1最終処分率
2.0%

【参考】平成30年7月豪雨で発生した災害廃棄物の処理量(平成30年7月～)

単位:t

種類	処理量	比率
被災家屋等の解体で発生した廃棄物		
混合廃棄物	5,565	2.3%
不燃廃棄物	85,811	35.9%
木くず	35,321	14.8%
コンクリートがら	93,313	39.1%
瓦	17,594	7.4%
その他(廃家電・畳など)	1,128	0.5%
合計	238,732	100.0%

単位:t

種類	処理量	比率
片付け等で発生した廃棄物		
混合廃棄物	81,620	78.1%
不燃廃棄物	6,817	6.5%
可燃廃棄物	1,734	1.7%
コンクリートがら	3,247	3.1%
土砂混じりがれき	6,643	6.4%
その他(廃家電・畳など)	4,379	4.2%
合計	104,440	100.0%

公費解体	1,394件
自費解体償還	1,209件
合計	2,603件

単位:t

総計	343,172
----	---------

3 5 ごみ処理手数料改定経過

施行年月日	事業ごみ			家庭ごみ		犬猫等の死体	備考
	可燃物	不燃物	産業廃棄物	可燃物	不燃物		
昭和43年 4月1日	無料	○ 月平均排出量が120kg又は0.6 m ³ を超えるものを収集の場合 120kg超200kgまで又は0.6 m ³ 超1.0 m ³ まで 月額100円 以降200kg又は1.0 m ³ ごとまで 100円を加算 ○ 臨時収集（ごみ又は粗大ごみ） 軽自動車（0.35t）1台につき 500円 普通自動車（2.00t）1台につき 1,000円 普通貨物車（4.00t）1台につき 2,000円		無料	無料	1体につき 100円	3市合併により統一料金 収集手数料の徴収
昭和47年 3月7日		○ 月平均排出量が120kg又は0.6 m ³ を超えるものを収集の場合 120kg超200kgまで又は0.6 m ³ 超1.0 m ³ まで 月額100円 以降200kg又は1.0 m ³ ごとまで 100円を加算 ○ 臨時収集（ごみ又は粗大ごみ） 普通自動車（2t）1台につき 1,000円 普通貨物車（4t）1台につき 2,000円 ○ 上記以外 「そのつど市長が定める」					
昭和50年 4月1日		○ 同右 条例中「「そのつど市長が定める」の規定に基づき、内規扱い	○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,000円 2,000kg超 2,000円 4,000kgまで 3,000円				収集手数料の徴収廃止
昭和59年			4,000kg超 4,000円 6,000kgまで 4,000円 6,000kg超 5,000円 8,000kgまで 5,000円 8,000kg超 6,000円		○ 事業ごみと同額。 ただし、同一物件について車両の最大積載量の合計が4,000kgまでは徴収しない。		内規の整理 (明文化)
昭和61年 4月2日		○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,000円 2,000kgを超える2,000kgにつき 1,000円加算			○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,000円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,000円加算		内規改正
平成3年 10月1日			○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,060円 2,000kg超 2,000円 4,000kgまで 3,090円 4,000kg超 4,000円 6,000kgまで 4,120円 6,000kg超 5,150円 8,000kgまで 5,150円 8,000kg超 6,180円				一部に消費税 転嫁
平成5年 8月1日		○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,060円 2,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算			○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,060円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算		法律全面改正 内規の取込み (内規廃止)
平成9年 4月1日	○同右	○ 100kgにつき 600円	○ 同左		○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,060円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算	1体につき 1,000円	事業ごみ処理 全面有料化
平成9年 11月1日	○同右	○ 20kgにつき 120円	○ 同左				事業ごみの料 金区分改正
平成10年 4月1日	○同右	○ 10kgにつき 60円	○ 同左				同 上
平成13年 4月1日	○同右	○ 10kgにつき 90円	○ 同左	○同右 (粗大ご み有料 化)	○ 同上 ○ 粗大ごみ有料化 戸別収集の場合粗大ごみ品目別 1個当 たり又は45ℓ入り透明袋 1袋当たり 2,000円以内（自己搬入の場合は500円 以内）		同 上
平成18年 4月1日	○同右	○ 10kgにつき 130円	○ 同左				同 上
平成26年 4月1日	○同右	○ 10kgにつき 133円	○ 同左		○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,118円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,059円加算		消費税率の改 正に伴う改定
令和元年 10月1日	○同右	○ 10kgにつき 136円	○ 同左		○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,158円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,079円加算	1体につき 1,048円	消費税率の改 正に伴う改定

3 6 し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過

施行年月日	従 量 制		ホース延長加算金 ※ 1	下水道区域特別加算金※ 2	消費税を含む 料金計算	補助金	備 考
	72ℓまで	18ℓ増すごとに	1回につき	18ℓごとに		し尿投入量 1ℓあたり	
昭和43年 4月1日	100円	25円					3市合併し、統一料金とする
昭和45年 8月1日	140円	30円					
昭和47年 10月1日	140円	30円				97銭	岡山市なみの料金とする
昭和48年 4月1日	220円	50円				27銭	審議会へ諮問 ※ 3
昭和49年 4月1日	220円	50円				1円50銭	補助金を増額、市民負担を据え置く
昭和53年 4月1日	340円	70円	100円 ※ 4			1円50銭	審議会へ諮問
昭和56年 8月1日	430円	100円	100円 ※ 4			1円75銭	審議会へ諮問
平成元年 11月1日	530円	130円	100円			1円75銭	審議会へ諮問
平成3年 10月1日	530円	130円	100円		合計金額×1.03 外税(10円未満切り捨て)	1円75銭	消費税を転嫁
平成5年 8月1日	650円	150円	100円	30円	内 税	1円75銭	審議会へ諮問
平成9年 4月1日	650円	160円	100円	30円	内 税	1円75銭	消費税率改定による 転嫁
平成9年 10月1日	680円	170円	300円	30円	合計金額×1.05 外税(10円未満切り捨て)	1円75銭	審議会へ諮問 消費税を外税にする
平成13年 6月9日	倉敷市清掃事業審議会において検討の結果、据え置きに決定						
平成16年 4月1日	714円	178.5円	315円	31.5円	内 税	1円75銭	総額表示方式により 表示を内税にする
平成24年 4月1日	倉敷市廃棄物減量等推進審議会での検討結果に基づき、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において据え置きに決定						
平成26年 4月1日	734.4円	183.6円	324円	32.4円	内 税	1円75銭	消費税率改正による 改定
平成30年 4月1日	倉敷市廃棄物減量等推進審議会での検討結果に基づき、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において据え置きに決定						
令和元年 10月1日	748円	187円	330円	33円	内 税	1円75銭	消費税率改正による 改定

※ 1 使用するホースが40mを超える場合に適用。

※ 2 下水道法第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、
公示された日から3年を経過した区域に適用。

※ 3 一般廃棄物取扱料金審議会

※ 4 収集が困難なため、桶を使用する場合を含む。

※ 5 確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

37 一般廃棄物収集運搬業者

(1) 事業系一般廃棄物 118業者 (令和2年7月1日現在)

業 者 名	車 両 数		従事者	許可 年度	備 考
	塵芥車	その他			
(有)杉田商会	7	0	9	S 5 0	平成5年 法人化
(有)立龍美掃	18	6	30	〃	昭和53年 法人化
(有)サンキ倉敷	7	1	10	S 5 1	昭和63年 法人化
(有)吉美	0	3	4	〃	平成5年 社名変更
藤田興業(株)	0	1	4	〃	
(株)田中商会	0	1	63	〃	
セントラルサービス(株)	1	0	21	S 5 2	
(有)丸三清掃	5	4	8	〃	平成5年 法人化
(株)フルカワ商事	8	2	43	S 5 3	昭和63年 法人化
(株)セイビ	3	0	3	〃	昭和60年 法人化
N I K環境(株)	11	1	32	〃	平成23年 社名変更
(有)ナカイチ	5	2	18	〃	昭和60年 法人化
(株)児島環境	1	0	2	S 5 5	
(株)サンヨー・フィル	6	1	11	S 5 6	平成4年 社名変更
(有)セイケン	3	0	3	〃	平成7年 社名変更
山陽美業(株)	10	13	61	〃	昭和56年 法人化
瀬戸内環境(有)	4	1	5	S 5 3	平成7年 法人化
(株)アール・イー	3	3	4	S 5 2	平成22年 法人化・社名変更
(株)高原組	0	1	4	H 1 3	
(株)サピックス	1	0	3	〃	
(有)クライム	0	1	2	〃	平成30年 社名変更
(株)カンガイ	1	0	15	〃	
(有)トータルプランニング三心	1	0	6	〃	
(有)井上設備	0	1	2	〃	
環境開発事業協同組合	1	0	6	〃	
リサイクルセンターナカイチ(株)	2	1	1	〃	
(有)コンチェル	1	0	3	〃	
(株)アスコ	1	0	5	〃	
(株)美建ビルサービス	1	1	20	〃	
東洋実業(有)	2	1	4	〃	
(株)サントップ	1	0	4	〃	
(有)三宅解体	0	1	3	〃	
(株)原運輸産業	0	1	12	〃	
(有)兼田商店	1	0	1	〃	
(株)トーヨー商事	0	1	2	〃	
倉敷企業(株)	0	2	2	〃	令和元年 組織変更
中央建設(株)	0	1	2	〃	
中谷エネテック(株)	0	2	7	〃	平成24年 社名変更
(株)タイヨービルサービス	1	0	6	〃	
(有)岡山企画サービス	0	1	4	〃	
(株)クリーン・システム	4	0	4	〃	
(株)エスシー	9	0	11	〃	
(株)ブライト	1	0	3	〃	
(株)研美社	2	1	7	〃	
(有)グリーンワーカーズ	2	0	3	〃	
福栄産業(株)	1	0	8	〃	
(有)庄清掃	2	0	5	〃	
宝泉社	1	0	2	〃	
(株)瀬戸内ビルサービス	1	0	10	〃	
(有)クリーンエステート	4	1	2	〃	
(株)高谷建設	1	0	4	〃	
テクニカルセンター倉敷(有)	1	0	1	〃	
(有)広島水産加工	0	2	3	H 1 4	
明金建設(株)	0	1	9	〃	

業 者 名	車 両 数		従事者	許可	備 考
	塵芥車	その他		年度	
(有)美輪産業	0	1	5	〃	
(株)建美	2	0	4	〃	
(株)岡山故紙	3	0	8	〃	
(株)ホゼン	1	0	6	〃	
本州四国総合開発(株)	3	0	22	〃	
(株)リマックス	0	1	2	H 1 5	
児島繊維原料協同組合	3	0	12	〃	
(有)アワイクリーン	1	1	12	〃	
メイワ産業(株)	1	0	19	〃	
(株)I S C	1	0	2	H 1 6	
マテリアルバンク(株)	1	2	3	〃	
大成	1	0	1	H 1 7	
(株)リサイクル・資源化センター	3	0	2	〃	
アトラクティブ大永(株)	0	1	3	〃	
(有)ワールド吉備路	1	0	4	H 1 8	
(有)総社南部清掃	2	0	4	〃	
(株)朽木商店	1	0	1	H 1 9	
(株)正和	0	1	19	〃	
R e . P r o j e c t	0	1	1	〃	
(有)岡一総業	1	1	2	H 2 0	
(株)内田総業	1	0	1	〃	
(株)丸中	1	0	4	〃	
(株)シンノウ	0	1	3	〃	
岡本リサイクル産業(有)	0	1	3	〃	
(株)インテックス	0	1	1	〃	
(株)高山開発	1	1	2	〃	
(株)佐野組	0	1	5	H 2 1	
護美飼糧(株)	3	0	6	〃	
(株)アクアコーポレーション	2	0	10	〃	
(株)水島ポートサービス	0	2	2	〃	
(有)ダスト産業	0	1	1	〃	
社会福祉法人 三穂の園	0	1	6	〃	
(株)カワナカ	0	2	8	H 2 2	平成23年 社名変更
(有)グローバルプロモーション	1	0	1	〃	
フラン美装(有)	0	1	4	〃	
(有)シーエフ三圭	1	0	6	H 2 3	
(有)ダイテツ商会	0	1	2	〃	
(株)クラカン	0	1	2	〃	
(有)中央クリーン	1	0	26	〃	
グリーンコレクト	1	0	1	〃	
にしみ清掃(株)	1	3	28	H 2 4	
(株)早島クリーンセンター	1	0	8	〃	
(株)F K M	2	0	8	〃	
(株)ケイ・エヌ・ビー	0	1	30	〃	
クリア	0	1	2	〃	
(有)ウイルパワー	0	1	5	H 2 5	
朴商店	0	1	1	〃	
(有)大橋工業	0	1	1	〃	
資源回収センター	2	0	1	〃	
(株)エコ・インダストリー	1	0	3	H 2 6	
(株)サン・環境整備	1	0	4	〃	
(株)タカショウ	1	1	1	〃	
(有)O' s T R A D I N G	2	1	3	H 2 7	
三洋環境(株)	1	0	3	H 2 8	平成29年 社名変更

業 者 名	車 両 数		従事者	許可	備 考
	塵芥車	その他		年度	
三宅建設(株)	1	0	50	〃	
(株)ファーストサービス	1	0	2	〃	
岡山産興(株)	1	0	27	H 2 9	
J F E 西日本ジーエス(株)	1	1	10	〃	
金沢商店	1	0	1	〃	
(株)松嶋工業	0	1	6	H 3 0	
リカバリーグループ(株)	1	0	6	〃	
(株) カロスアウラ	2	0	13	R 1	
(株) アライエンス岡山	1	0	13	〃	
倉敷総合物流(有)	1	0	3	〃	
計	194	94	972		

(2) し尿及び浄化槽清掃

(令和2年7月1日現在)

業 者 名	車両台数			従事者数			始業 年度	備 考
	し尿 専用	兼用	浄化槽 専用	し尿 専従	兼務	浄化槽 専従		
(有)中央クリーン		5	1		9		S 3 8	平成5年 社名変更
(株)アシスト平和		3			3		S 2 7	平成6年 社名変更
新日本清掃(有)		3			3		〃	
南部清掃(有)		2			2		〃	平成8年 分割
日の丸清掃(有)		2			4		S 2 8	
富士清掃(有)		2			4		S 3 0	
(有) 新 生		1			3		S 3 9	平成4年 社名変更
(有) ビナン		3			5		S 3 8	平成5年 社名変更
(有) カンサイ		1			4		S 2 6	平成5年 社名変更
西本清掃(有)		2			4		S 2 3	
(株)クリーン・システム		3	1		10		S 3 7	平成3年 社名変更
(株)サンヨー・フィル		3			9		S 2 7	平成4年 社名変更
(有) 吉 美		3			18		S 3 9	平成5年 社名変更
(有)シーエフ三圭		4	1		10		S 4 2	平成13年 法人化 平成13年 社名変更
瀬戸クリーン(有)		2			3		H 8	平成8年 新設
(有)新金本清掃		2			4		S 3 9	平成8年 法人化
(株)エスシー			2			5	S 3 7	浄化槽専業 平成10年 承継
(有)中央クリーン		4			21		S 5 2	平成5年 社名変更
計 1 8 社	0	45	5	0	116	5		
		50		121				